

第 3 期のびのび塩竈っ子プラン

～塩竈市次世代育成支援行動計画／塩竈市子ども・子育て支援事業計画～

計画期間 令和7年度～令和 11 年度

計画書最終案

令和 7 年 2 月

塩竈市

はじめに

今後、市長あいさつを掲載予定

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 児童福祉法等の一部改正.....	5
(2) 子ども・子育て支援法等の一部改正.....	7
(3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正.....	9
6 計画の策定体制と市民意見の反映.....	13
7 県や近隣市町村との連携.....	13
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	15
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	17
(1) 人口と子どもの人口の推移.....	17
(2) 合計特殊出生率と出生数の推移.....	18
2 子育て世帯の状況.....	20
(1) 子育て世帯の推移.....	20
(2) 子どもと家族の状況.....	21
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	23
(1) 就業率の推移.....	23
(2) 母親の就労状況.....	24
(3) 父親の就労状況.....	31
(4) 育児休業制度・短時間勤務制度利用の状況.....	33
4 子育て支援事業の利用状況.....	37
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	37
(2) 定期的な教育・保育事業の利用している理由と利用していない理由.....	40
5 待機児童と放課後児童クラブの状況.....	42
(1) 待機児童数.....	42
(2) 放課後児童クラブの登録児童数.....	42
6 児童虐待の状況.....	43
(1) 児童虐待の相談について.....	43
7 調査結果から見た現状と課題.....	45
課題1 すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な支援の充実.....	45
課題2 待機児童の解消や多様な保育ニーズへの的確な対応.....	45
課題3 放課後の居場所づくりに向けた放課後児童クラブの拡充.....	46

課題4 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり	46
課題5 地域全体で子育てを支援する環境づくり	46
8 施策の進捗評価	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 計画の基本理念	51
2 計画の基本目標	52
3 施策の体系図	53
第4章 子育てに関する施策の展開	55
目標1：子どもがのびのびと健やかに育つまち	57
主要な施策1 子どもが健全に育つ環境づくり	57
主要な施策2 多様な教育・学習の推進	61
主要な施策3 特別な支援が必要な子どもに対する対応	67
目標2：親が安心して子どもを産み育てられるまち	69
主要な施策1 「妊娠」から「子育て」までの切れ目ない支援の充実	69
主要な施策2 働きながら安心して子育てできる環境づくり	73
主要な施策3 子どもと子育て家庭への支援の充実	77
目標3：地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち	83
主要な施策1 自然豊かで安全な子育てに配慮した生活環境の整備	83
主要な施策2 学校・家庭・地域が連携した子ども・家庭を支援する地域社会づくり	88
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	91
1 教育・保育事業等の提供区域	93
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二一ス量推計の算出の考え方	94
(1) 算出の考え方	94
(2) 子ども人口の推計	95
3 認定区分、教育・保育事業及び地域型保育事業の概要	96
4 教育・保育事業の二一ス量の見込み及び確保の状況	97
(1) 1号認定	97
(2) 2号認定	98
(3) 3号認定	99
5 地域子ども・子育て支援事業の二一ス量の見込み及び確保の状況	101
(1) 利用者支援事業	101
(2) 延長保育事業（時間外保育事業）	103
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	104
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	106
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	107

(6) 養育支援訪問事業	108
(7) 地域子育て支援拠点事業	109
(8) 一時預かり事業・預かり保育事業	110
(9) 病児保育事業	112
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ..	113
(11) 妊婦健康診査事業	114
(12) 子育て世帯訪問支援事業	115
(13) 児童育成支援拠点事業	115
(14) 親子関係形成支援事業	116
(15) 妊婦等包括相談支援事業	116
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	117
(17) 産後ケア事業	118
6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	119
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	119
(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援	119
(3) 質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の 必要性に係る基本的考え方	119
(4) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続につ いての基本的考え方	119
(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携の推進方策	120
第6章 計画の推進・評価体制	121
1 計画の推進主体	123
(1) 親（家庭）の役割	123
(2) 市民（地域）の役割	124
(3) 事業所（企業）の役割	124
(4) 行政（市）の役割	125
2 計画の評価と進行管理	126
資 料 編	127
1 塩竈市子ども・子育て会議	129
(1) 塩竈市子ども・子育て会議条例	129
(2) 委員名簿	132
(3) 会議の開催日と審議内容	133
2 用語解説	135

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

塩竈市（以下「本市という。」）では、国の少子化対策と連動し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『のびのび塩竈っ子プラン』を平成17年度に策定しました。さらに、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「子ども・子育て支援法」を加えた『新のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市次世代育成支援行動計画／子ども・子育て支援事業計画～』（以降「第1期計画」という。）を平成26年度に策定しました。これらにより、次世代の育成に結びつく新たな支えあいの創出や子どもたちがのびのびと育ち、安心して子育てができる環境の整備に加え、教育・保育事業の提供体制の確保等を進めてまいりました。

また、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策のほか、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『第2期のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市子ども・子育て支援事業計画／塩竈市次世代育成支援行動計画～』（以降「第2期計画」という。）を令和元年度に策定し、子ども・子育て支援等のさらなる充実を図ってまいりました。

しかしながら、少子化の流れは留まることなく進行し、人口減少を加速化させております。国では、若年人口が急激に減少する2030年代までが、少子化・人口減少に歯止めをかけられるかどうかの重要な分岐点であり、最後のチャンスであるという認識のもと、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。この「こども未来戦略」に盛り込まれた、今後3年間を集中的に取り組む具体的施策である「加速化プラン」を着実に実行するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

こうしたことを受け、本市では、子ども・子育て施策のさらなる充実や少子化対策を図るため、第2期計画の施策・事業の進捗評価等を行ってまいりました。また、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者へのアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた事業量等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保策を盛り込んだ『第3期のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市次世代育成支援行動計画／塩竈市子ども・子育て支援事業計画～』（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施するほか、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等により、本市に居住する子どもやその家族を支援し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子ども・子育て支援等の関連施策を展開してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条及び「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた行動計画策定指針や基本指針に即して策定するものです。

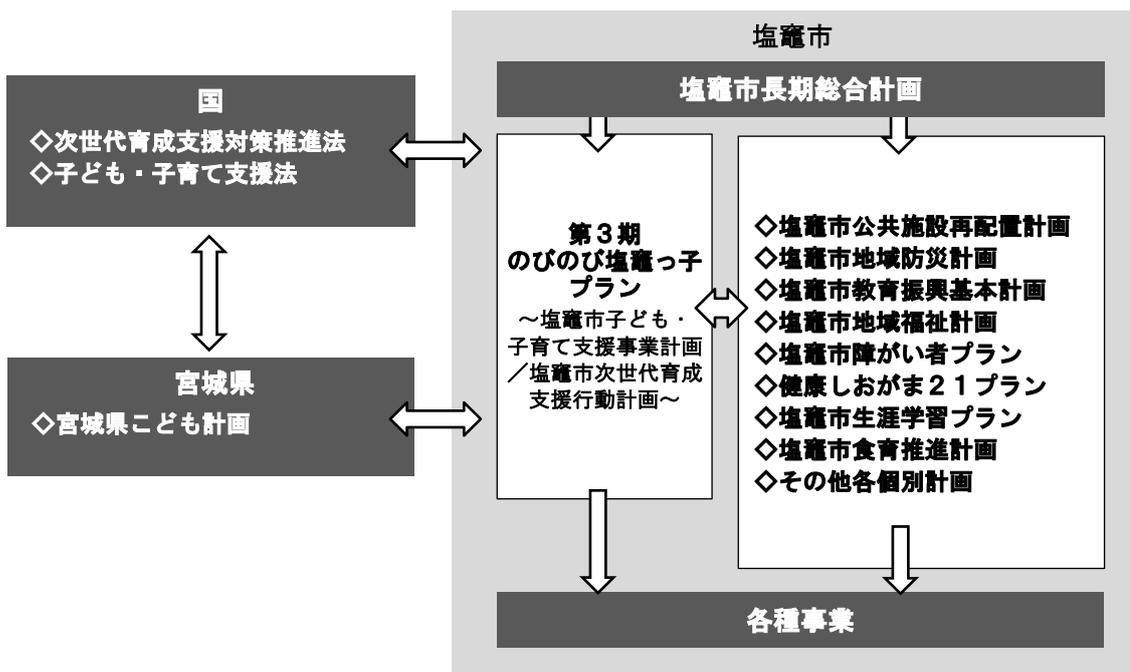
また、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月31日まで再延長されました。そのため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進してまいります。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である『塩竈市長期総合計画』のもと、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『市町村行動計画』と「子ども・子育て支援法」に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』を併せた計画です。

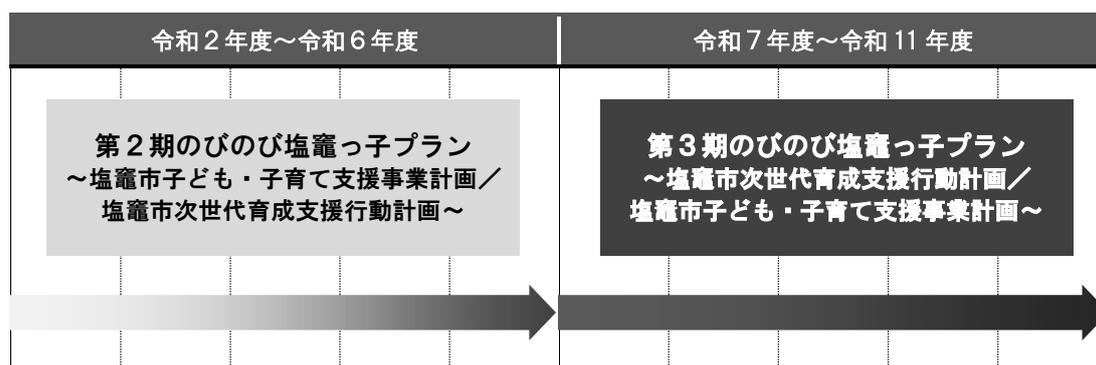
■他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■計画期間



5 制度改正等のポイント

(1) 児童福祉法等の一部改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法等の一部が改正されました。

(ア) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

(イ)一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

(ウ)社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。通所や訪問等により社会的養育経験者等を支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

(エ)児童の意見聴取等の仕組みの整備

- ①児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は、児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

(オ)一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

- ①児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

(カ)子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- ①児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について、十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

(キ)児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版 DBS)の導入に先駆けた取組強化)等

- ①児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

(2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部が改正されました。この改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされています。同時にこども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計、及び児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されます。

ア.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(ア)ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- ①児童手当について、「支給期間を中学生までから高校生年代までとする」、「支給要件のうち所得制限を撤廃する」、「第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする」「支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする」抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(イ)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を、第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを、国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記する。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(ウ)共働き・子育ての推進

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付、及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

イ. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

ウ. 子ども・子育て支援金制度の創設

- ①国はア.(ア)①②、(イ)②、(ウ)①②に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、ア.(ア)①②、(イ)②、(ウ)①②に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。



⑥乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

⑦経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

⑧産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

⑨その他所要の改正

その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。



家庭支援事業

家庭支援事業とは、子育てに困難を抱える家庭に対する支援を拡充していくために、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の新規3事業に、既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業の総称です。

家庭支援事業のうち、新規3事業の概要は以下のとおりです。

子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

- ・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
(支援を要するヤングケアラー含む)
- ・内容：訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行う
例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

- ・対象：養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童
- ・内容：児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

- ・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- ・内容：親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う
例) 講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ(ペアレントトレーニング) 等



こども家庭センター

こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とする包括的な総合窓口であり、妊産婦や乳幼児の相談等に対応する子育て世代包括支援センター（母子保健）と、家庭児童相談等に対応するこども家庭総合支援拠点（児童福祉）を統合した機関です。

こども家庭センターの事業内容

①子育てワンストップ支援

支援を必要とする妊産婦や子育て世帯、18歳までの子どもを対象に、切れ目のない包括的な支援を行う。

②相談業務の充実

包括的な支援のための統括支援員、児童虐待に対応する虐待対応専門員、DV等の家庭相談に対応する女性相談支援員を配置し、専門的な支援を行う。

③支援体制の連携・協働

児童福祉施設、教育機関・教育委員会、障がい児支援機関、子ども食堂等の関係機関と連携し、複雑・多様化する問題や個々の家庭に応じた支援を行う。

④地域子育て相談機関の整備

中学校区を目安に、既存の児童福祉施設等を「地域子育て相談機関」とし、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な窓口を設置する。

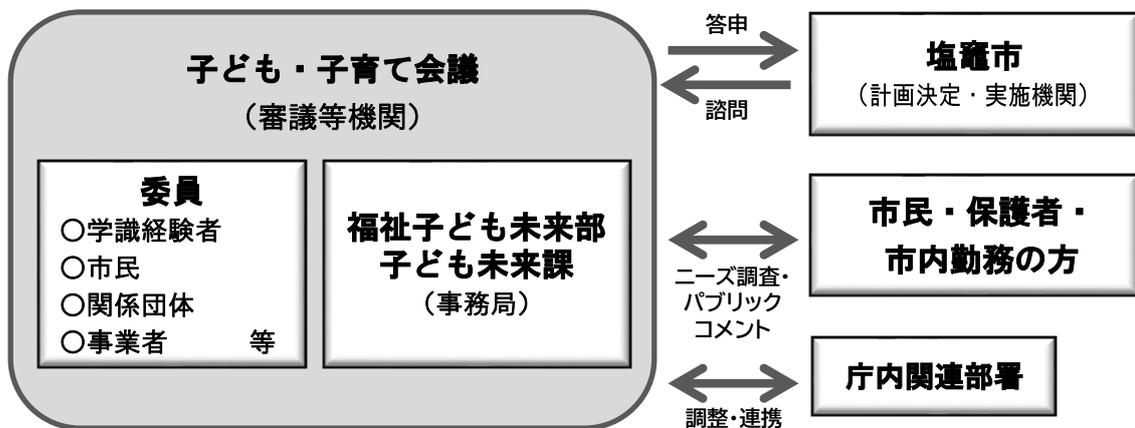
■こども家庭センター体系図



6 計画の策定体制と市民意見の反映

本市では、本計画を策定するにあたり、ニーズ調査やパブリックコメントを実施し、広く市民意見を聴取しました。さらには、幅広く市民の意見を反映させる場として「塩竈市子ども・子育て会議」を開催し、計画策定に必要な各検討課題に対して審議を行い、必要に応じて市民意見を計画書に反映するように努め、策定しました。

■計画の策定体制



7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、市民の必要なニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施については、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

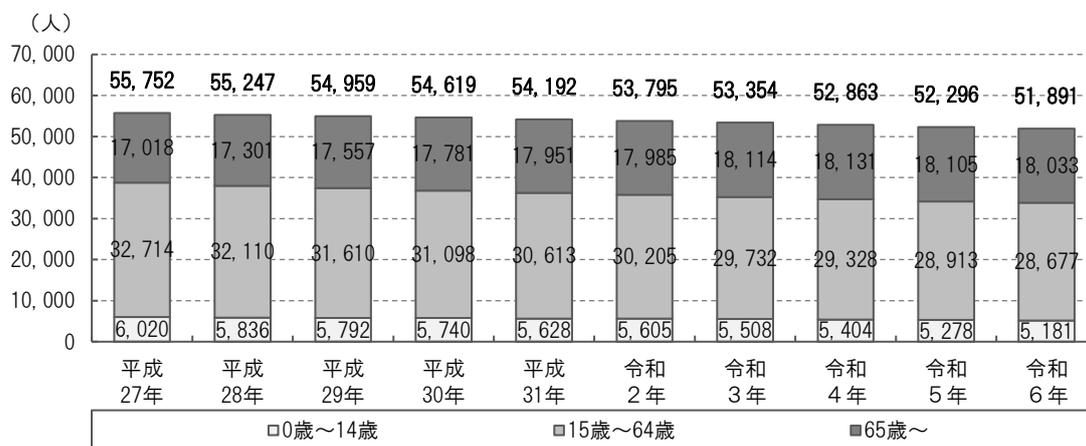
1 本市における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子どもの人口の推移

本市の総人口は減少し続けており、3階級別人口をみると、生産年齢人口（15歳～64歳）、年少人口（0歳～14歳）は減少しています。老年人口（65歳以上）は令和4年までは増加していましたが、令和5年以降は減少に転じています。

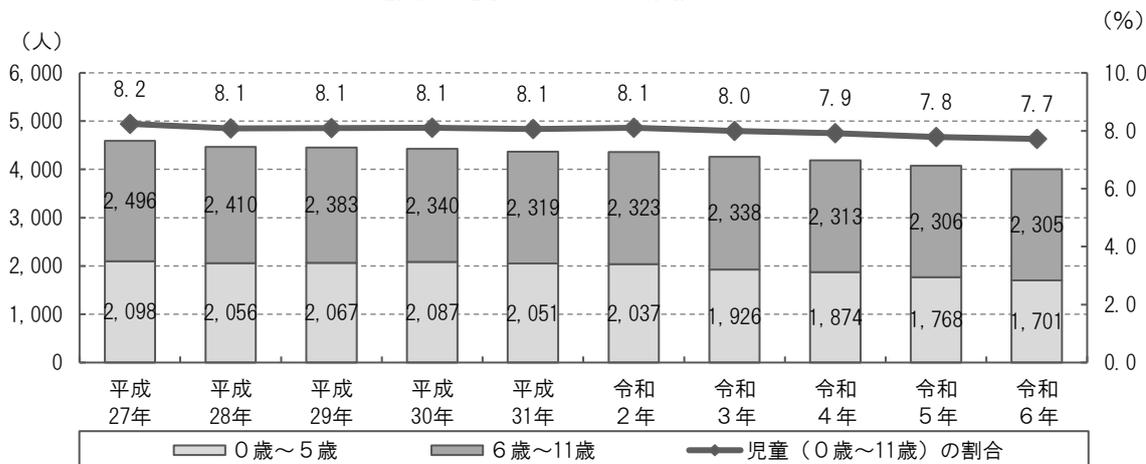
子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合は、総人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0歳～11歳）の割合は低下を続け、令和6年3月末には7.7%となっています。

【図表1】3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

【図表2】子ども人口の推移

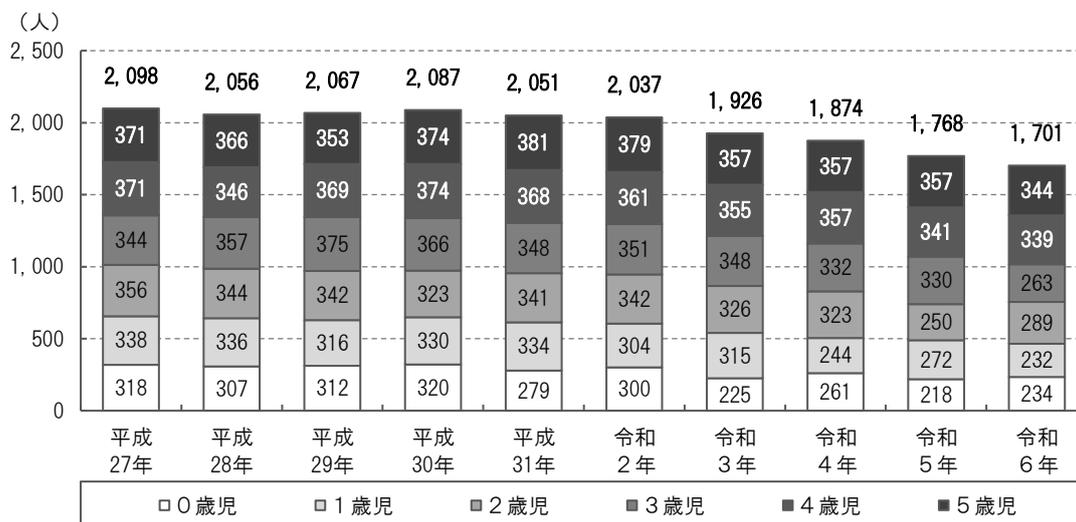


※児童（0歳～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0歳～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成27年から令和6年3月末にかけて全体で397人（18.9%減）減少しています。令和2年以降、急速に0歳～5歳児人口の減少が進んでいます。

【図表3】0歳～5歳児の人口推移

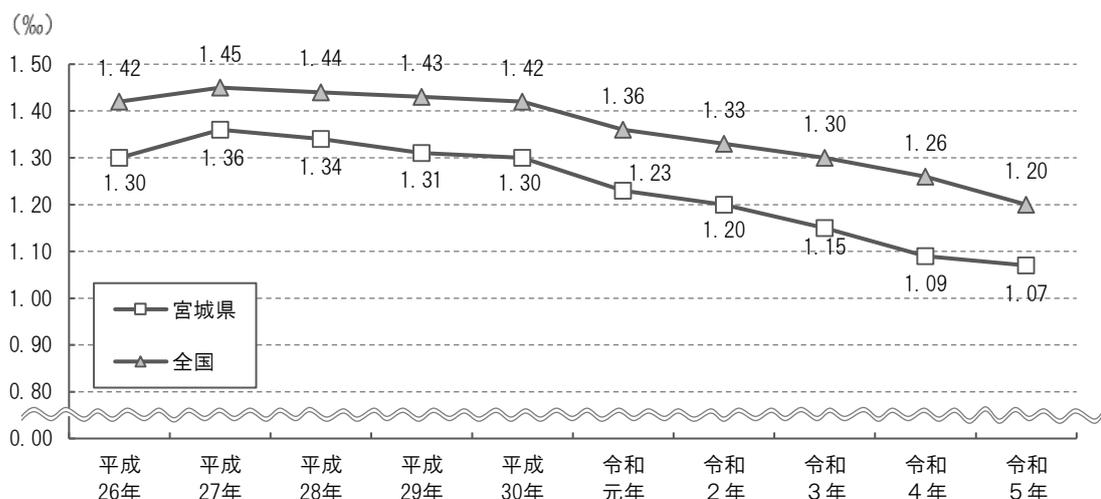


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率と出生数の推移

県の合計特殊出生率は、全国より低い水準で推移しています。

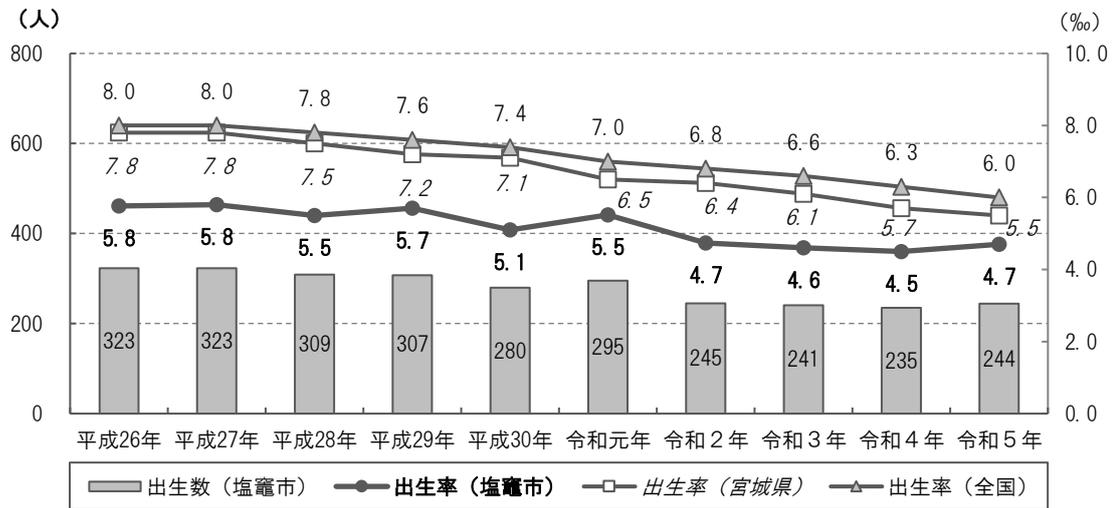
【図表4】合計特殊出生率の推移



資料：宮城県の人口動態調査

本市の出生数は、減少傾向にあります。特に、平成30年以降は300人を割り込んだ状態で推移しています。また、出生率を全国・県と比較するといずれの年も両者を下回っています。

【図表5】出生数の推移



資料：人口動態統計調査

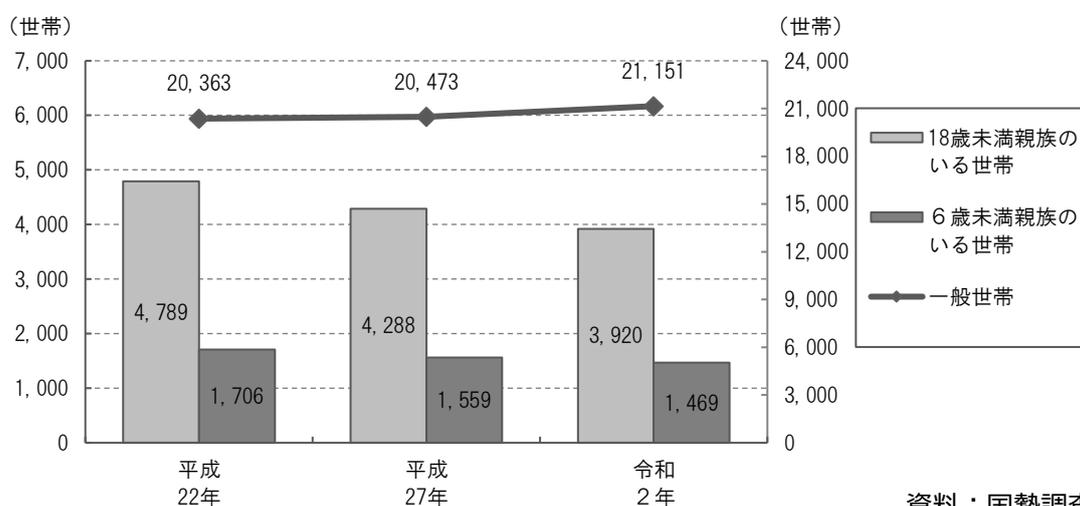
2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成22年から令和2年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加傾向にあり、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

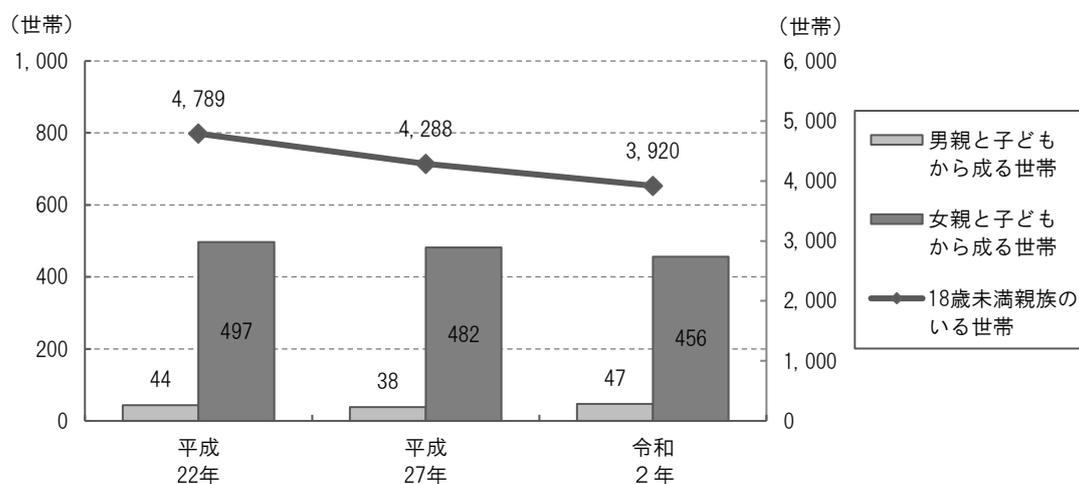
また、18歳未満親族のいる世帯において、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯はほぼ横ばいとなっており、女親と子どもから成る世帯は減少しています。

【図表6】子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

【図表7】ひとり親世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

(2) 子どもと家族の状況

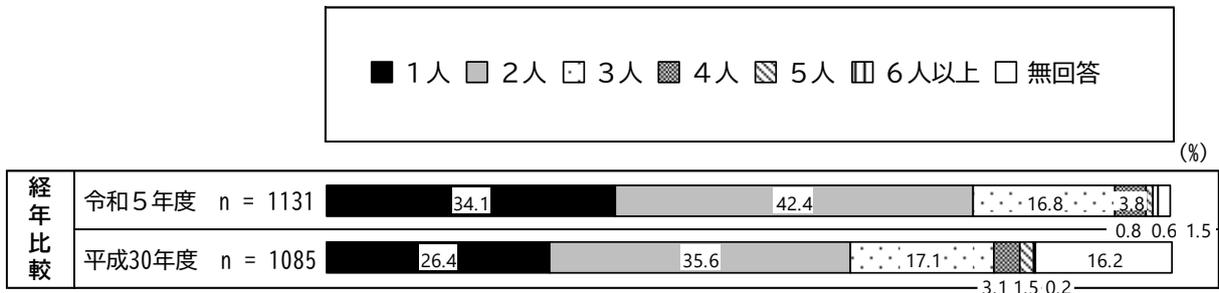
子どもの人数については、就学前児童の保護者では、「2人」(42.4%)が最も高く、次いで「1人」(34.1%)、「3人」(16.8%)となっていました。

小学生の保護者では、「2人」(42.3%)が最も高く、次いで「1人」(30.2%)、「3人」(20.4%)となっていました。

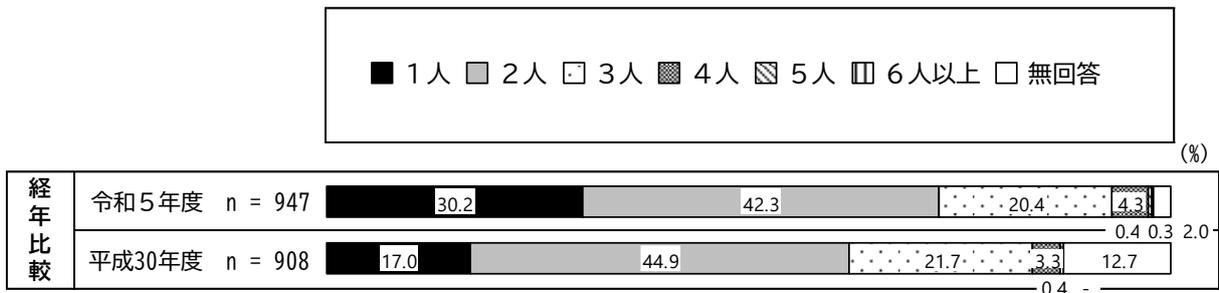
小学生の保護者では、「1人」と回答した方が前回調査時(17.0%)より13.2ポイント増加しました。

【図表8】子どもの人数

《就学前児童保護者》



《小学生保護者》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



子育てに日常的に関わっている方については、「母親」（91.5%）が最も高く、次いで「父親」（61.7%）、「保育所」（39.3%）となっていました。

子をみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（60.4%）が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（29.6%）、「いずれもない」（12.1%）となっていました。

就学前児童の保護者の多くは、前回調査時と同様に、日常において、また緊急時や用事の際に、親族や友人・知人に子どもをみてもらえる状況となっていました。一方で、「誰にも子どもをみてもらえない方」、もしくは、「子どもをみてもらえない状況にない方」が12.1%となっており、家庭区別にみると、母子家庭では8.5%となっていました。

【図表9】子育てに日常的に関わっている方(複数回答)

		n	母親	父親	保育所	幼稚園	祖父母	認定こども園	その他
令和5年度		1,131	91.5	61.7	39.3	36.1	32.0	5.2	4.4
年齢別	0～2歳	355	92.4	62.5	48.5	5.1	29.3	4.5	4.2
	3～5歳	756	91.0	60.7	34.9	50.3	33.9	5.7	4.5
家庭区分別	ひとり親家庭	114	86.8	10.5	57.0	20.2	56.1	4.4	14.0
	母子家庭	106	90.6	4.7	56.6	19.8	57.5	4.7	15.1
	父子家庭	8	37.5	87.5	62.5	25.0	37.5	-	-
	夫婦家庭（共働き）	742	91.0	70.6	48.0	32.9	31.7	6.3	3.1
	夫婦家庭（非共働き）	243	95.9	58.4	3.7	53.9	23.0	2.5	4.1

【図表 10】子をみてもらえる親族や友人・知人の状況(複数回答)

		n	緊急時もしくは祖父母等がみてもいい	日常的に祖父母等の親族にみてもいい	いずれもない	友人・知人がみてもいい	緊急時もしくは友人・知人がみてもいい	日常的に友人・子どもをみてもいい	無回答
比較年	令和5年度	1,131	60.4	29.6	12.1	5.0	0.7	3.4	
	平成30年度	1,085	60.7	33.4	11.8	5.1	0.8	1.4	
年齢別	0～2歳	355	62.0	27.9	14.6	2.8	0.3	2.3	
	3～5歳	756	59.4	30.8	11.0	5.8	0.9	3.8	
家庭区分別	ひとり親家庭	114	46.5	49.1	7.9	6.1	0.9	6.1	
	母子家庭	106	48.1	49.1	8.5	5.7	0.9	5.7	
	父子家庭	8	25.0	50.0	-	12.5	-	12.5	
	夫婦家庭（共働き）	742	61.7	28.7	12.1	4.0	0.4	2.7	
	夫婦家庭（非共働き）	243	63.8	25.1	13.6	7.4	1.6	2.5	

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

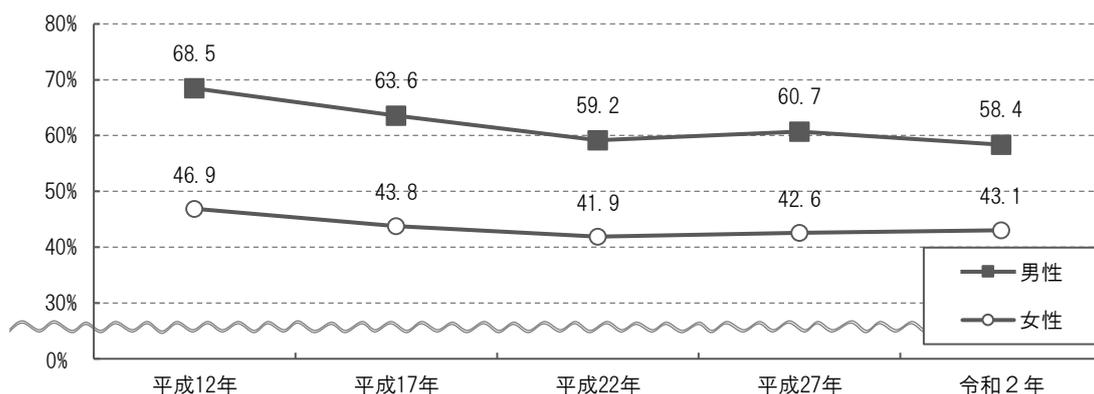
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男女ともに就業率は低下していますが、平成27年以降は女性の就業率が上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

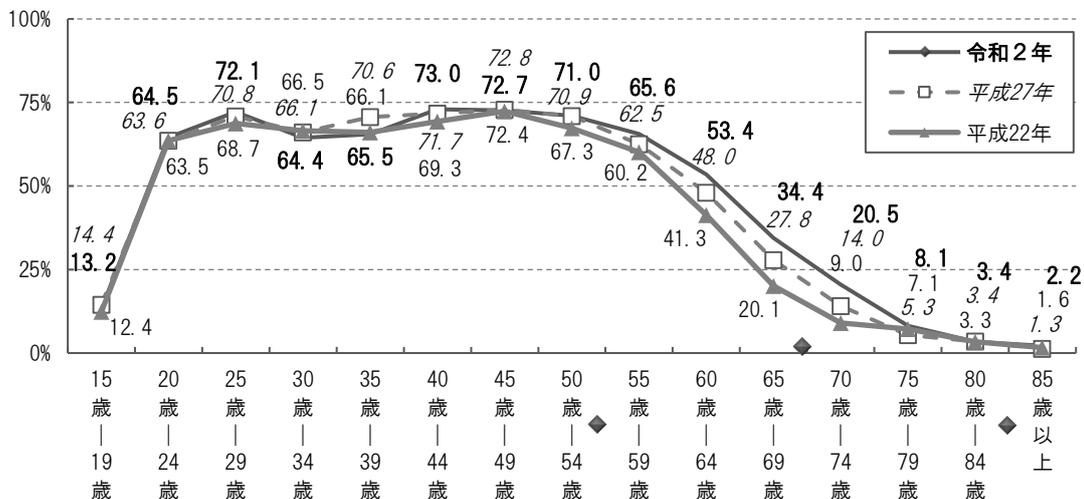
女性の年齢別就業率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成22年、平成27年では25歳～29歳と45歳～49歳、令和2年では25歳～29歳と40歳～44歳がピークとなっています。結婚時期や子どもの育児（子育て）期間の就業状況があまり変化していないことがうかがえます。

【図表 11】男女別就業率の推移



資料：国勢調査

【図表 12】女性の年齢別就業率



資料：国勢調査



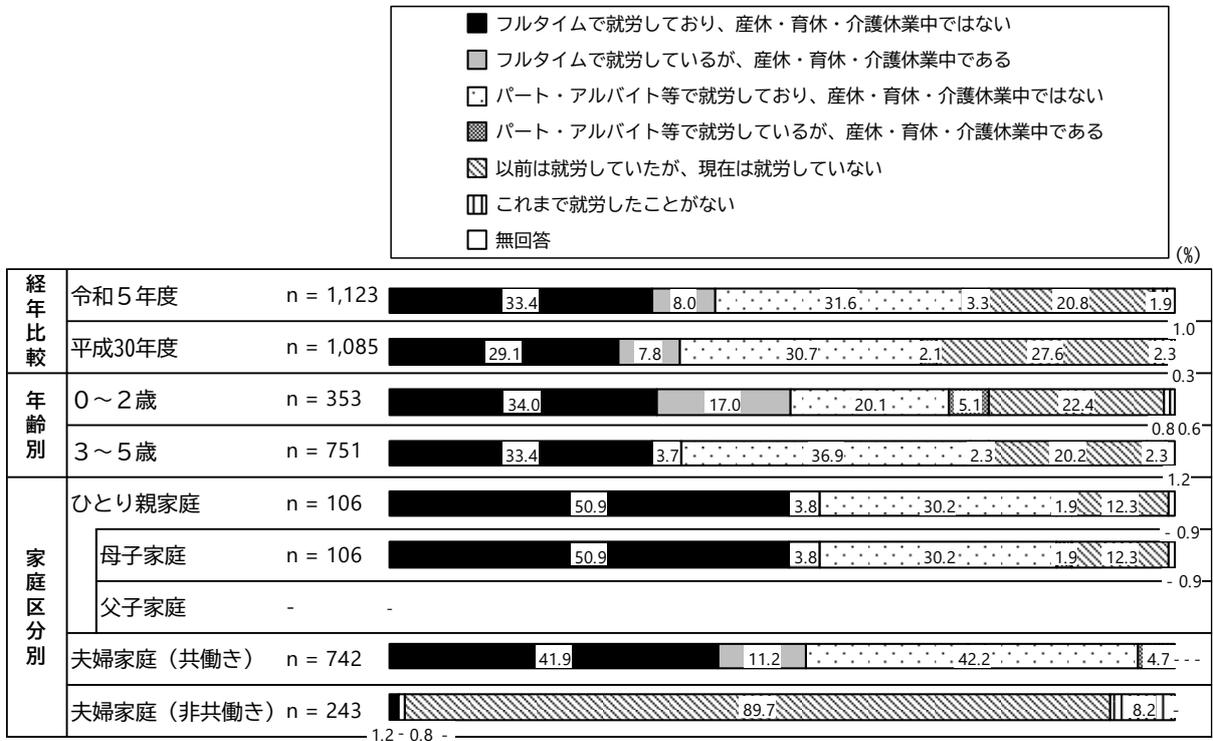
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童の保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(33.4%)が最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(31.6%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(20.8%)となっていました。

「フルタイム」と「パート・アルバイト等」を合わせた『就労している母親』については、76.3%となっており、前回調査時(69.7%)より6.6ポイント増加しました。

【図表 13】母親の就労状況

《就学前児童保護者》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

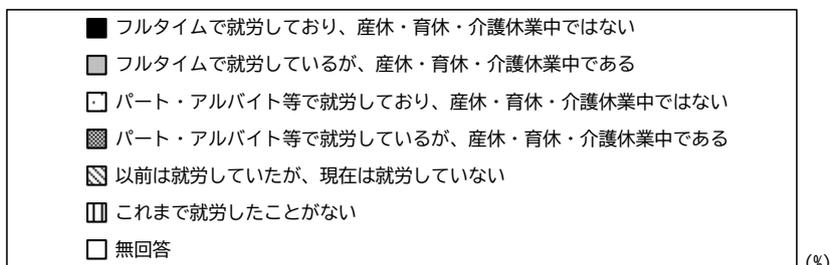


小学生の保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（45.9%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（36.0%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（13.5%）となっていました。

「フルタイム」と「パート・アルバイト等」を合わせた『就労している母親』については、83.0%となっており、前回調査時（78.6%）より4.4ポイント増加しました。

【図表 14】母親の就労状況

《小学生保護者》



経年比較	令和5年度	n = 942	45.9	0.7	36.0	0.4	13.5	1.4	2.1
	平成30年度	n = 908	39.8	0.2	38.3	0.3	15.6	2.1	3.6
学年別	小学1～3年生	n = 434	42.4	1.2	38.5	0.2	13.8	1.8	2.1
	小学4～6年生	n = 470	48.9	0.2	34.7	0.4	12.8	0.9	2.1
家庭区分別	ひとり親家庭	n = 128	69.5	0.8	20.3	0.8	4.7	2.3	0.8
	母子家庭	n = 128	69.5	0.8	20.3	0.8	4.7	2.3	0.8
	父子家庭	-	-	-	-	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き）	n = 628	51.9	1.0	46.7	0.5	-	-	-
	夫婦家庭（非共働き）	n = 128	1.6	89.8	7.8	-	-	-	-

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

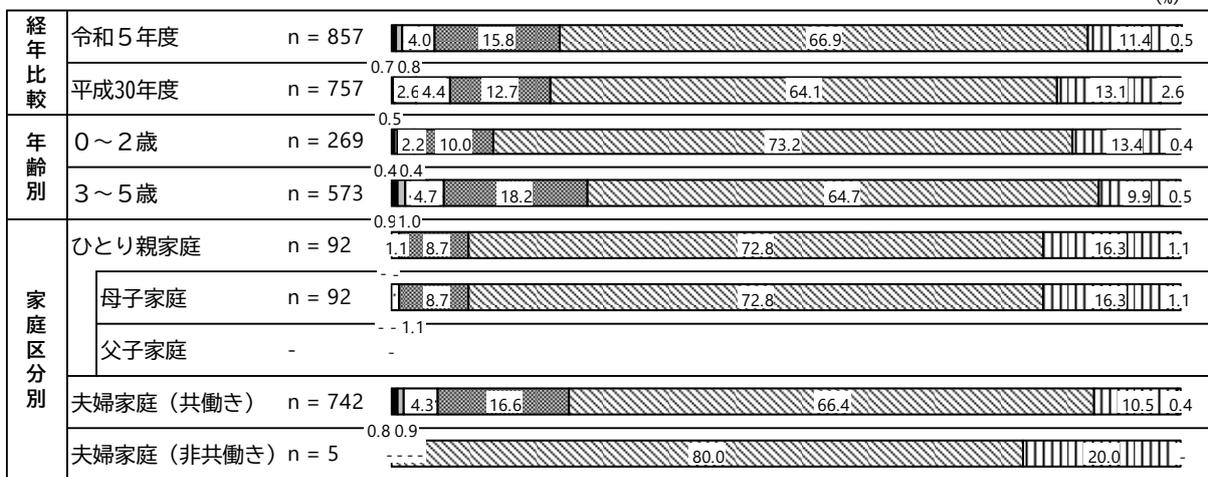


母親の1週当たりの就労日数については、就学前児童の保護者では、「5日」(66.9%)が最も高く、次いで「4日」(15.8%)、「6日以上」(11.4%)となっていました。

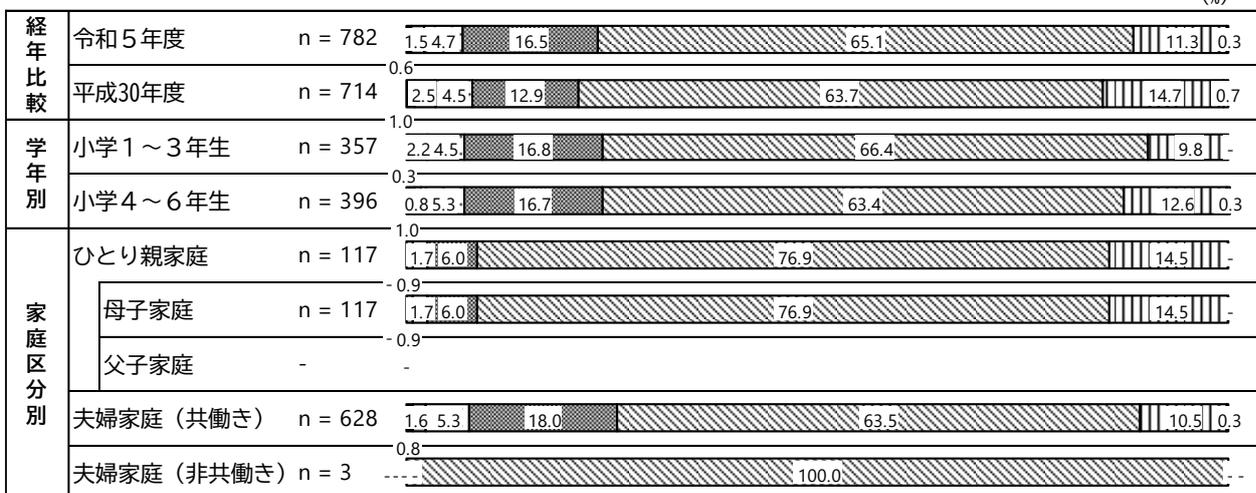
小学生の保護者では、「5日」(65.1%)が最も高く、次いで「4日」(16.5%)、「6日以上」(11.3%)となっていました。

【図表 15】母親の就労日数

《就学前児童保護者》



《小学生保護者》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



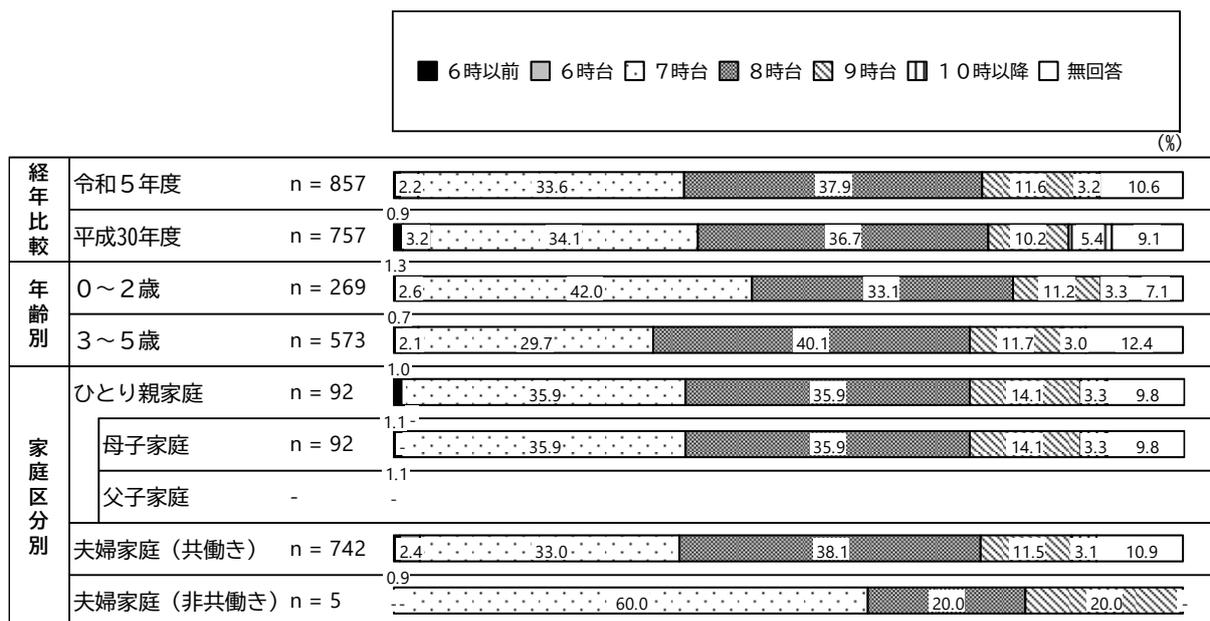
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

母親の家を出る時間については、就学前児童の保護者では、「8時台」（37.9%）が最も高く、次いで「7時台」（33.6%）、「9時台」（11.6%）となっていました。

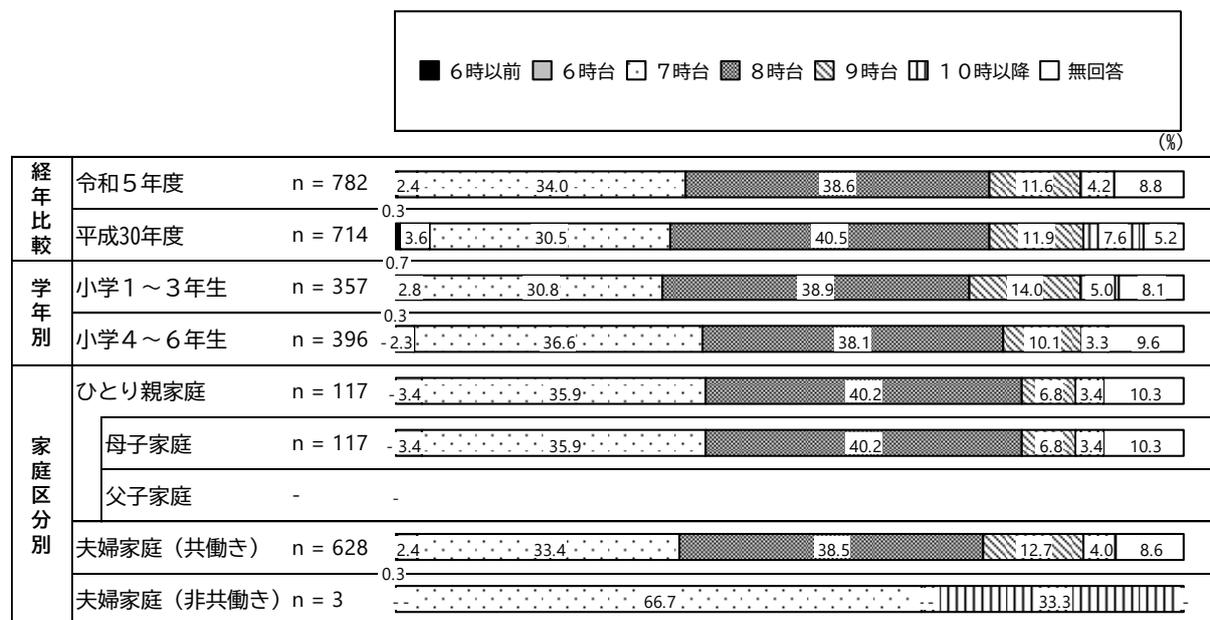
小学生の保護者では、「8時台」（38.6%）が最も高く、次いで「7時台」（34.0%）、「9時台」（11.6%）となっていました。

【図表 16】母親の家を出る時間

《就学前児童保護者》



《小学生保護者》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

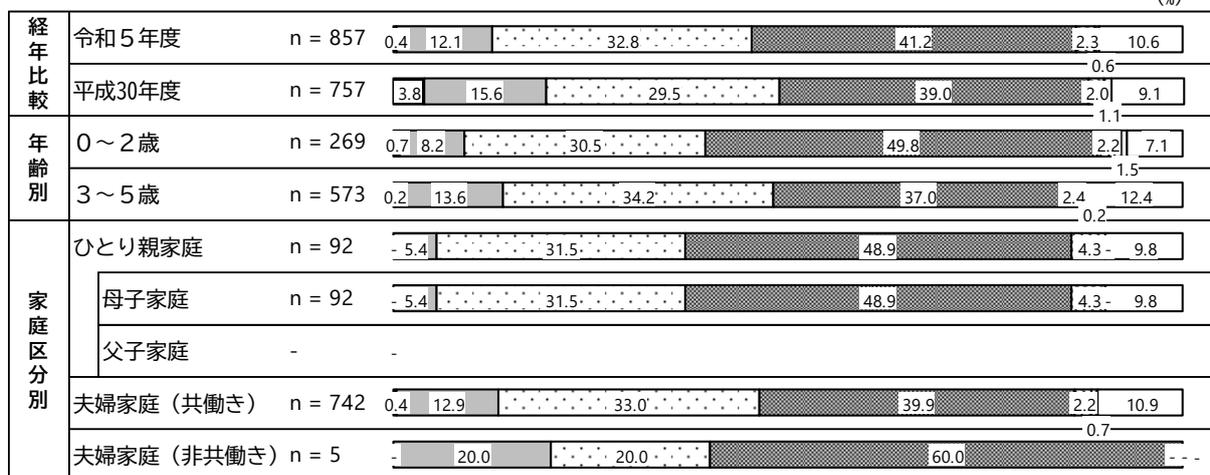
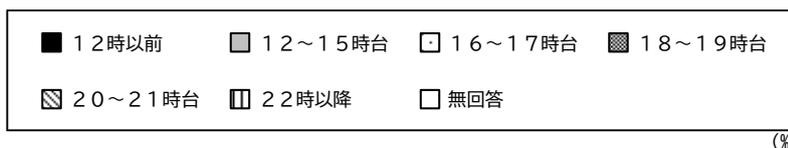


母親の帰宅時間については、就学前児童の保護者では、「18時台～19時台」（41.2%）が最も高く、次いで「16時台～17時台」（32.8%）、「12時台～15時台」（12.1%）となっていました。

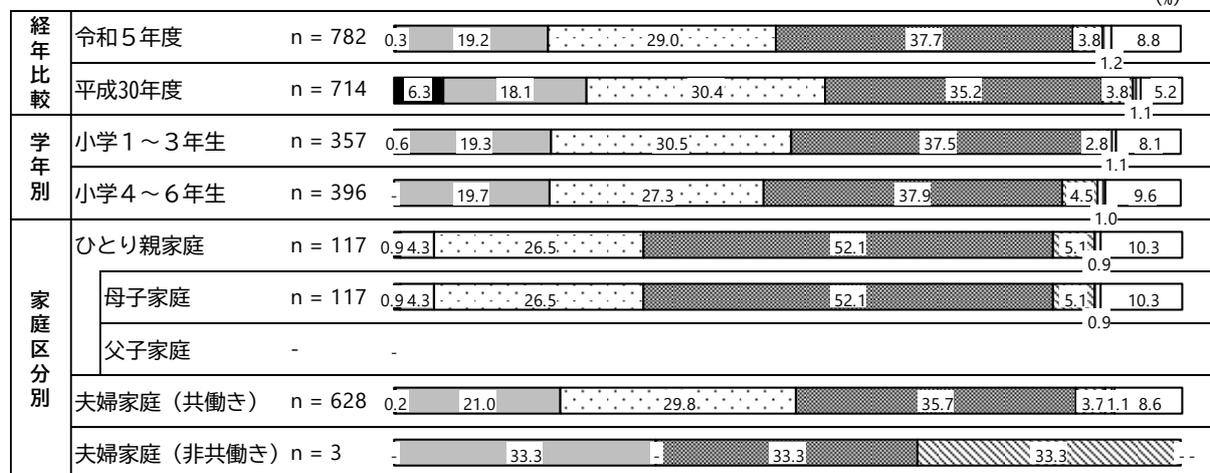
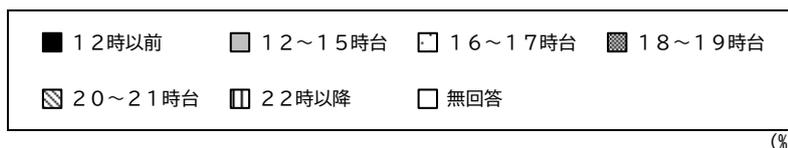
小学生の保護者では、「18時台～19時台」（37.7%）が最も高く、次いで「16時台～17時台」（29.0%）、「12時台～15時台」（19.2%）となっていました。

【図表 17】母親の帰宅時間

《就学前児童保護者》



《小学生保護者》



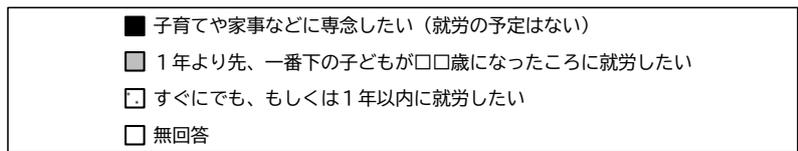
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



現在就労していない母親の就労希望については、就学前児童の保護者では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」（31.0%）が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」（30.2%）、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（20.0%）となっていました。

【図表 18】現在就労していない母親の就労希望

《就学前児童保護者》



経年比較	令和5年度	n = 255	20.0	30.2	31.0	18.8
	平成30年度	n = 325	17.2	38.5	32.3	12.0
年齢別	0～2歳	n = 82	17.1	39.0	29.3	14.6
	3～5歳	n = 169	21.3	26.6	31.4	20.7
家庭区分別	ひとり親家庭	n = 13	7.7	69.2	23.1	
	母子家庭	n = 13	7.7	69.2	23.1	
	父子家庭	-	-			
	夫婦家庭（共働き）	-	-			
	夫婦家庭（非共働き）	n = 238	21.0	31.5	29.0	18.5

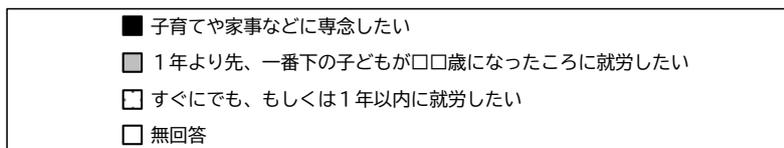
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



小学生の保護者では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（45.0%）が最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（26.4%）、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」（12.9%）となっていました。

【図表 19】現在就労していない母親の就労希望

《小学生保護者》



		(%)			
経年比較	令和5年度 n = 140	26.4	12.9	45.0	15.7
	平成30年度 n = 161	26.1	12.4	48.4	13.0
学年別	小学1～3年生 n = 68	29.4	20.6	39.7	10.3
	小学4～6年生 n = 64	23.4	6.3	51.6	18.8
家庭区分別	ひとり親家庭 n = 8	12.5	-	50.0	37.5
	母子家庭 n = 8	12.5	-	50.0	37.5
	父子家庭 -	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き） -	-	-	-	-
	夫婦家庭（非共働き） n = 125	27.2	12.8	45.6	14.4

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

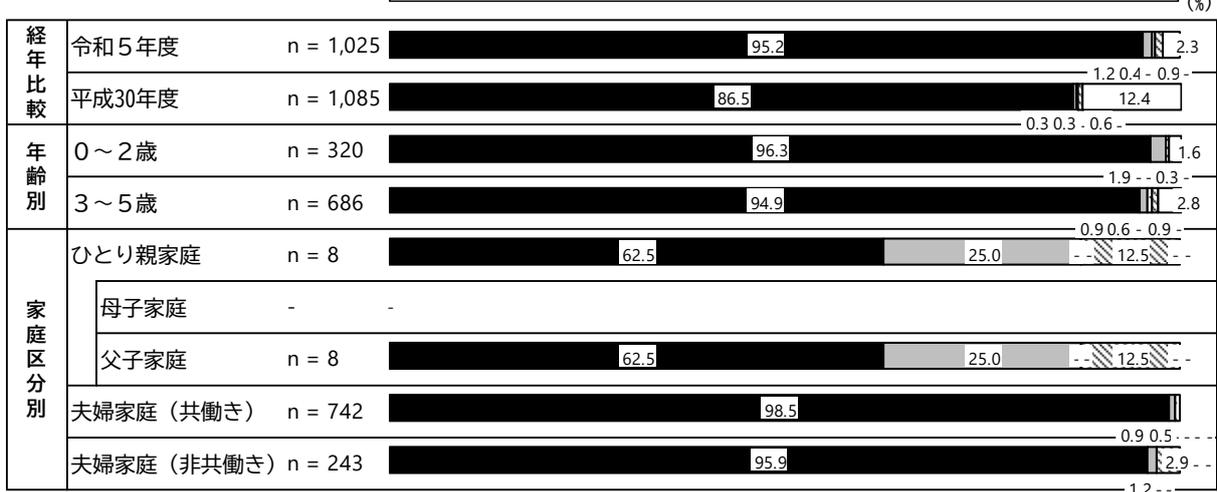
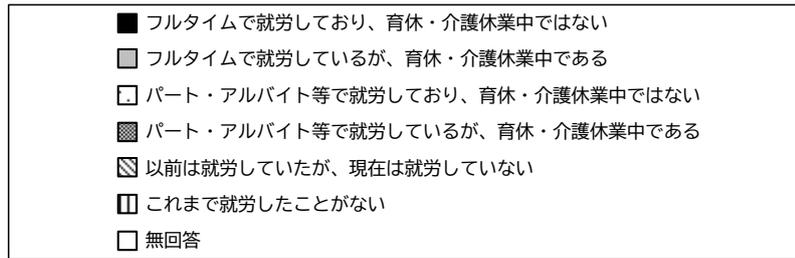


(3) 父親の就労状況

父親の就労状況については、就学前児童の保護者では、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(95.2%)が最も高くなっていました。

【図表 20】父親の就労状況

《就学前児童保護者》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

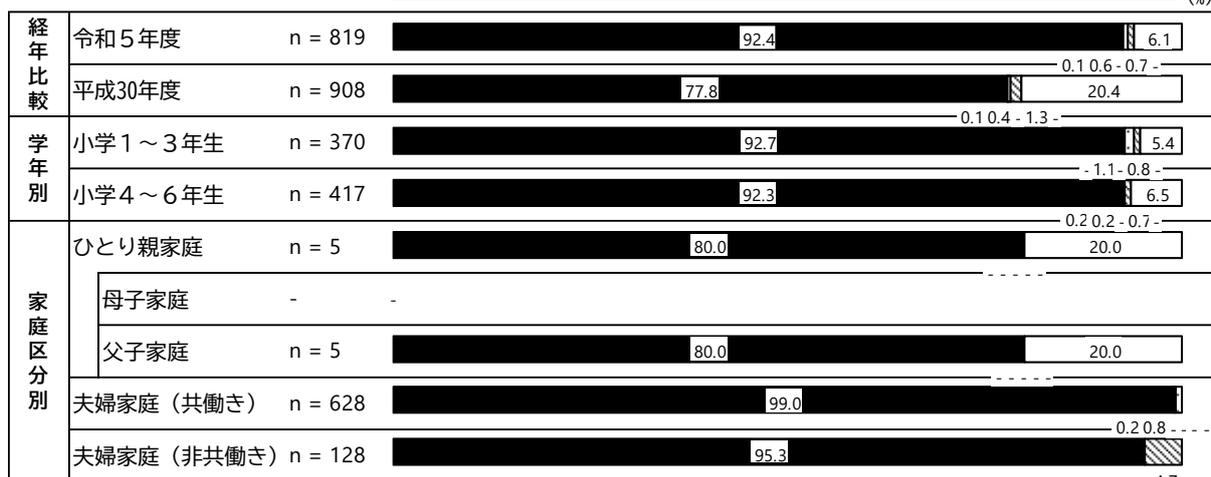
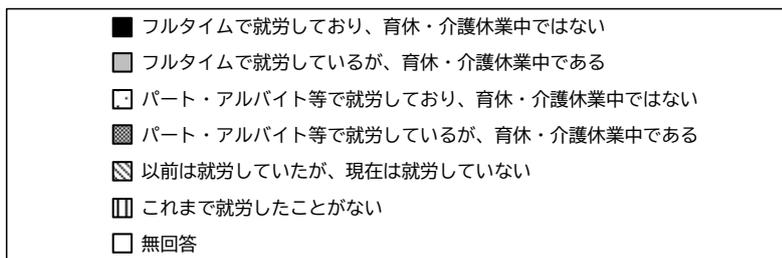


小学生の保護者では、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(92.4%)が最も高くなっていました。

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」と回答した方については、前回調査時(77.8%)より14.6ポイント増加しました。

【図表 21】父親の就労状況

《小学生保護者》



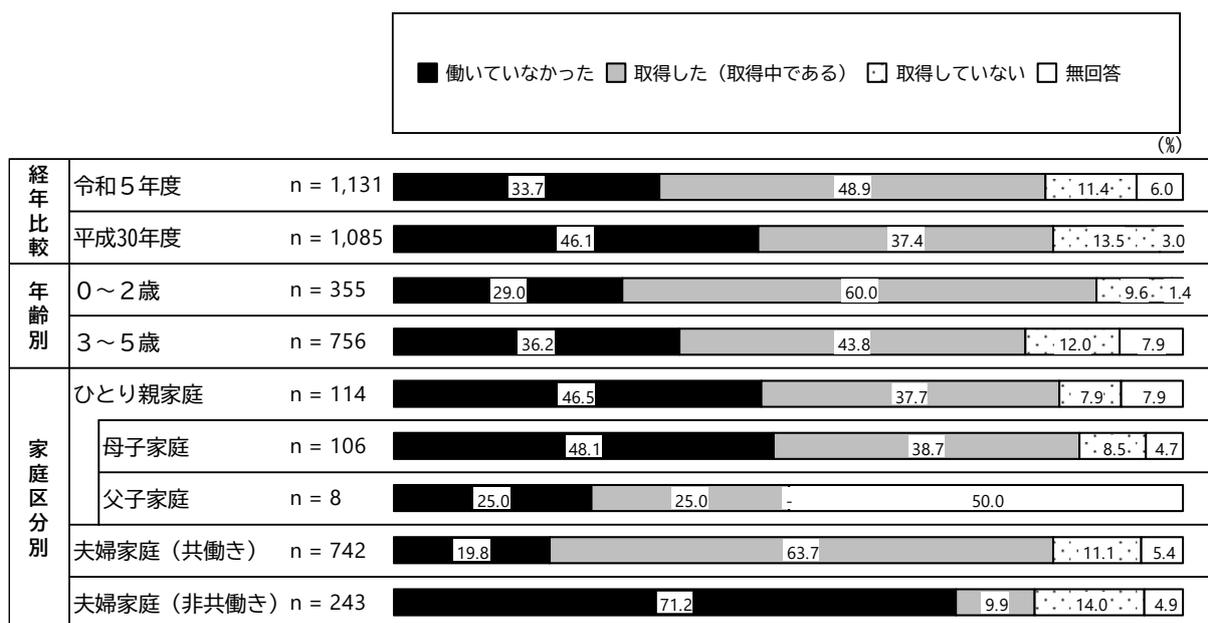
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(4) 育児休業制度・短時間勤務制度利用の状況

母親の育児休業制度の取得状況については、「育児休業を取得した（取得中である）方」（48.9%）が、前回調査時（37.4%）より11.5ポイント増加しました。

母親の育児休業を取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職したため」（30.2%）が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかったため」（11.6%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため」（10.9%）となっていました。

【図表 22】母親の育児休業制度の取得状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

【図表 23】母親の育児休業を取得していない理由(複数回答)

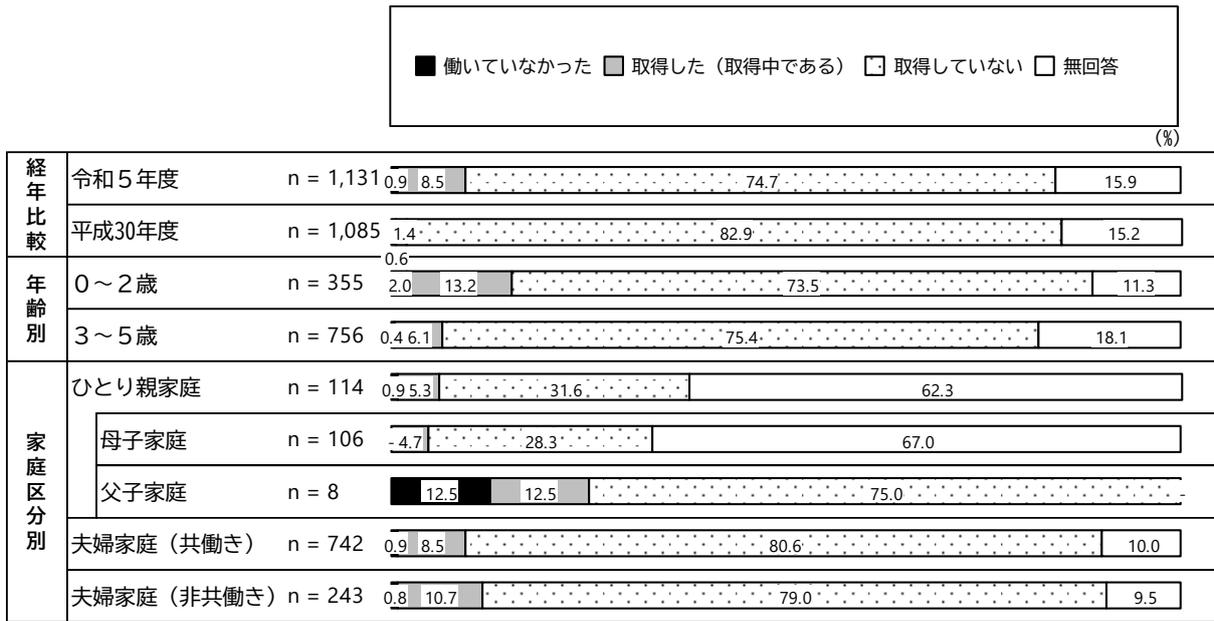
経年比較	年齢別	家庭区分別	n	退職して専念するため	職場に育児休業の制度がなかったため	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため	要件を満たさなかったため	有期雇用のため	収入減となり、経済的に苦しい	制度を利用する必要がなかったため	仕事に帰るのが難しいため	仕事が多忙だったため	(産後) 仕事に早く復帰したため	産前産後の休暇を取ることができなかったため	保育所などに預けることができなかったため	昇給・昇格が遅れたため	知らなかったため	育児休業を取得できなかったため	配偶者が育児休業制度を利用したため	その他	無回答
令和5年度	0~2歳	ひとり親家庭	129	30.2	11.6	10.9	10.1	9.3	8.5	7.8	6.2	3.9	3.1	1.6	0.8	0.8	-	-	26.4	7.8	
平成30年度	3~5歳	母子家庭	146	24.7	16.4	17.8	-	17.1	8.2	8.2	11.0	8.9	2.1	3.4	1.4	3.4	-	-	17.8	17.1	
		父子家庭	34	35.3	11.8	14.7	11.8	23.5	5.9	14.7	11.8	5.9	5.9	-	2.9	-	-	-	20.6	5.9	
		夫婦家庭 (共働き)	91	29.7	11.0	9.9	8.8	4.4	8.8	5.5	4.4	3.3	2.2	2.2	-	1.1	-	-	29.7	7.7	
		夫婦家庭 (非共働き)	9	33.3	22.2	55.6	-	22.2	-	11.1	-	-	11.1	-	-	-	-	-	22.2	-	
		夫婦家庭 (共働き)	82	28.0	12.2	8.5	12.2	12.2	7.3	9.8	8.5	6.1	2.4	2.4	1.2	1.2	-	-	25.6	8.5	
		夫婦家庭 (非共働き)	34	38.2	5.9	5.9	8.8	-	11.8	2.9	2.9	-	2.9	-	-	-	-	-	23.5	8.8	

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

父親の育児休業制度の取得状況については、「育児休業を取得していない方」(74.7%)が最も高くなっていました。

父親の育児休業を取得していない理由では、「仕事が忙しかったため」(43.8%)が、前回調査時(26.7%)から17.1ポイント増となりました。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため」(37.6%)が14.5ポイント増となりました。

【図表 24】父親の育児休業制度の取得状況



【図表 25】父親の育児休業を取得していない理由(複数回答)

経年比較	年齢別	家庭区分別	n	理由																無回答
				仕事が忙しかったため	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため	収入減となり、経済的に苦しいため	配偶者が育児休業制度を利用したため	制度を利用する必要がなかったため	職場に育児休業の制度がなかったため	昇給・昇格などが遅れそうだったため	仕事に戻るのが難しそうだったため	保育所などに預けることができたため	知らなかったため	育児休業を取得できなかったため	仕事に早く復帰したかったため	退職したため	子育てや家事に専念するため	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかったため	産前産後の休暇を取得できなかったため	
令和5年度	0~2歳	ひとり親家庭	845	43.8	37.6	34.6	29.9	24.6	12.1	5.2	3.2	1.7	1.3	0.6	0.5	0.2	0.2	16.4	3.9	
平成30年度	3~5歳	母子家庭	899	26.7	23.1	23.7	13.9	27.6	7.1	3.6	2.2	0.7	2.3	-	-	0.3	0.1	3.8	34.6	
		父子家庭	6	50.0	50.0	16.7	-	33.3	-	16.7	33.3	-	16.7	-	-	-	-	16.7	-	
		夫婦家庭(共働き)	598	44.8	40.0	37.1	37.8	18.1	11.7	5.0	3.7	2.2	1.3	0.8	0.7	0.2	0.2	15.2	4.2	
		夫婦家庭(非共働き)	192	42.2	32.3	27.6	6.8	44.8	15.1	6.3	1.6	-	0.5	-	-	-	0.5	17.7	3.1	

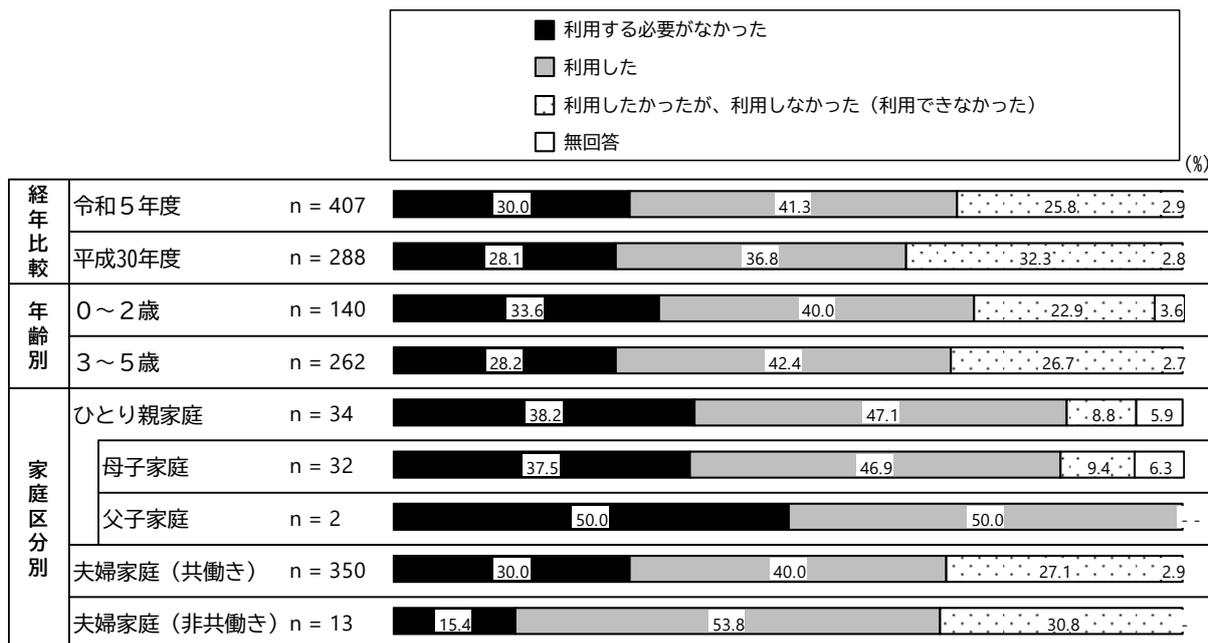
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

母親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況については、「利用した」（41.3%）が、前回調査時（36.8%）からやや増加しているものの、25.8%の方が「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答しました。

母親の短時間勤務制度を利用できなかった理由については、「短時間勤務にすると給与が減額されるため」「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったため」「仕事が忙しかったため」が多くなっていました。特に「短時間勤務にすると給与が減額されるため」は前回調査時（37.6%）から23.4ポイント増となりました。

【図表 26】母親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況



【図表 27】母親の短時間勤務制度を利用できなかった理由（複数回答）

経年比較	年度	n	理由 (%)										
			短時間勤務にすると給与が減額されるため	職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったため	仕事が忙しかったため	職場に短時間勤務制度がなかったため	職場の優先順位が下がるため	短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がるため	短時間勤務制度を利用できないことを知らなかったため	子どもをみてくれる人がいたため	配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用したため	退職したため	子育てや家事に専念するため
経年比較	令和5年度	105	61.0	47.6	42.9	19.0	11.4	4.8	3.8	-	-	6.7	2.9
	平成30年度	93	37.6	55.9	49.5	14.0	5.4	10.8	5.4	1.1	-	9.7	4.3
年齢別	0～2歳	32	65.6	46.9	34.4	9.4	12.5	3.1	-	-	-	9.4	3.1
	3～5歳	70	58.6	47.1	47.1	22.9	10.0	5.7	5.7	-	-	5.7	2.9
家庭区分別	ひとり親家庭	3	100.0	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子家庭	3	100.0	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子家庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き）	95	61.1	47.4	44.2	21.1	12.6	5.3	4.2	-	-	5.3	3.2
	夫婦家庭（非共働き）	4	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-

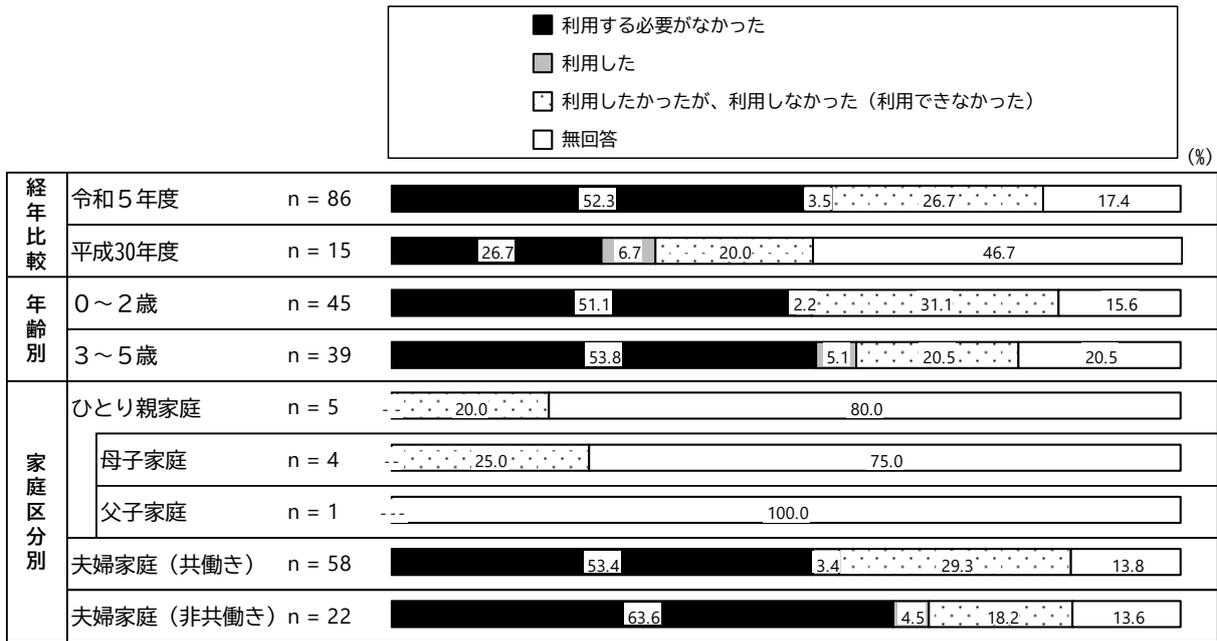
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



父親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況については、26.7%の方が「利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答しました。

父親の短時間勤務制度を利用できなかった理由については、「短時間勤務にすると給与が減額されるため」「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったため」「仕事が忙しかったため」が多くなっていました。特に「短時間勤務にすると給与が減額されるため」は前回調査時（33.3%）から23.2ポイント増となりました。

【図表 28】父親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況



【図表 29】父親の短時間勤務制度を利用できなかった理由（複数回答） (%)

経年比較	年度	n	額される間勤務のため	短時間勤務にすると給与が減	職場に短時間勤務制度を取り	職場に短時間勤務制度がな	仕事に忙しかったため	職場に短時間勤務制度がな	間勤務制度を利用したため	配偶者が育児休業制度や短時	所申請の優先順位が下がるため	短時間勤務にすると保育所の入	ため	子どもをみてくれる人がいた	短時間勤務制度を利用できる	短時間勤務制度を利用できる	退職したため	子育てや家事に専念するため	その他	無回答
経年比較	令和5年度	23	56.5	39.1	39.1	13.0	8.7	4.3	4.3	4.3	-	-	-	-	-	-	-	4.3	4.3	
	平成30年度	3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	
年齢別	0～2歳	14	71.4	42.9	35.7	7.1	7.1	7.1	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	
	3～5歳	8	37.5	37.5	50.0	12.5	12.5	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5	
家庭区分別	ひとり親家庭	1	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	母子家庭	1	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	父子家庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	夫婦家庭（共働き）	17	64.7	29.4	35.3	11.8	11.8	5.9	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	5.9	-	
	夫婦家庭（非共働き）	4	50.0	75.0	50.0	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

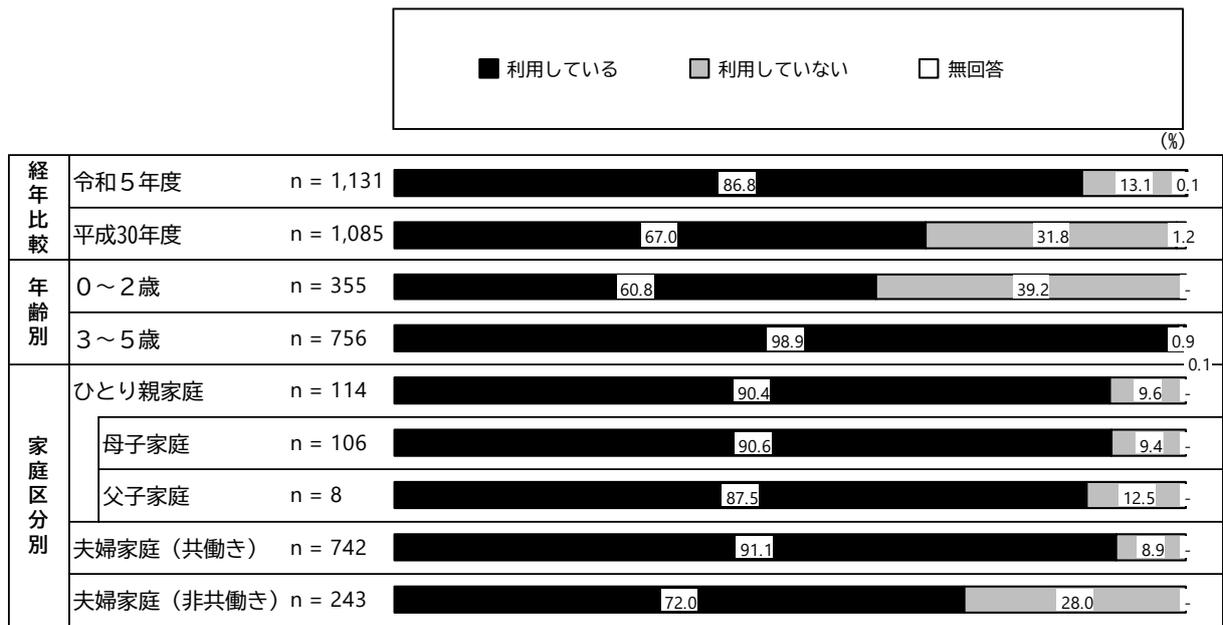
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

4 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用しているのは86.8%でした。前回調査時（67.0%）から19.8ポイント増加しました。

【図表 30】定期的な教育・保育事業の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



定期的な教育・保育事業の利用状況については、「幼稚園」（49.5%）が最も高く、次いで「認可保育所」（42.6%）となっていました。全体的には「認可保育所」（42.6%）・「幼稚園の預かり保育」（19.1%）・「認定こども園」（6.8%）・「小規模保育施設」（3.6%）・「事業所内保育施設」（0.9%）・「その他の認可外保育施設」（0.7%）・「自治体の認証・認定保育施設」（0.6%）を合わせた《保育事業（認定こども園を含む）》（74.3%）が最も利用されていました。

【図表 31】定期的な教育・保育事業の利用状況(複数回答)

		n	(%)												
			幼稚園	認可保育所	幼稚園の預かり保育	認定こども園	小規模保育施設	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	自治体の認証・認定保育施設	ファミリー・サポート・センター	家庭的保育	居宅訪問型保育	その他	無回答
比較年	令和5年度	982	49.5	42.6	19.1	6.8	3.6	0.9	0.7	0.6	0.3	-	-	1.7	0.4
	平成30年度	727	41.1	50.6	10.6	0.6	2.1	1.2	1.9	0.4	0.4	-	-	2.3	0.1
年齢別	0～2歳	216	17.6	62.5	3.7	7.9	13.0	3.7	3.2	0.9	0.5	-	-	0.5	0.5
	3～5歳	748	58.4	36.8	23.5	6.7	0.9	0.1	-	0.5	0.1	-	-	2.1	0.4
家庭区分別	ひとり親家庭	103	32.0	60.2	13.6	7.8	4.9	1.0	-	-	1.9	-	-	-	1.0
	母子家庭	96	32.3	59.4	14.6	8.3	5.2	1.0	-	-	1.0	-	-	-	1.0
	父子家庭	7	28.6	71.4	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き）	676	42.0	49.1	23.7	6.8	4.4	1.2	1.0	0.6	0.1	-	-	1.5	0.3
	夫婦家庭（非共働き）	175	89.1	5.1	3.4	6.9	-	-	-	1.1	-	-	-	4.0	0.6

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

定期的な教育・保育事業の今後の利用希望については、「幼稚園」（57.7%）が最も高く、次いで「認可保育所」（47.8%）、「幼稚園の預かり保育」（37.9%）となっていました。

現在の利用状況と比較すると、「幼稚園の預かり保育」が18.8ポイント増、次いで「認定こども園」が18.3ポイント増でした。

【図表 32】定期的な教育・保育事業の今後の利用希望(複数回答)

		n	幼稚園	認可保育所	幼稚園の預かり保育	認定こども園	小規模保育施設	ファミリー・サポート・センター	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	施設 自治体の認証・認定保育	家庭的保育	その他の認可外保育施設	その他	無回答
比較年	令和5年度	1,131	57.7	47.8	37.9	25.1	9.2	6.5	5.8	5.5	2.4	1.9	1.1	2.2	1.3
	平成30年度	1,085	60.2	48.8	29.7	19.4	7.5	4.6	4.9	2.7	1.2	1.4	0.7	1.5	4.6
年齢別	0～2歳	355	47.9	66.5	28.7	32.7	17.5	7.9	8.2	5.9	4.5	2.5	1.4	0.8	0.6
	3～5歳	756	62.2	39.0	41.8	21.8	5.3	5.8	4.9	5.2	1.5	1.6	0.9	2.9	1.7
家庭区分別	ひとり親家庭	114	43.0	64.0	32.5	20.2	8.8	4.4	8.8	6.1	4.4	2.6	0.9	0.9	2.6
	母子家庭	106	43.4	64.2	34.0	20.8	9.4	3.8	9.4	6.6	4.7	2.8	0.9	0.9	2.8
	父子家庭	8	37.5	62.5	12.5	12.5	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き）	742	52.0	54.4	38.4	27.5	10.6	6.1	6.6	5.8	2.4	1.6	1.1	2.4	1.2
	夫婦家庭（非共働き）	243	83.1	18.9	39.5	20.6	5.8	8.2	2.5	3.3	1.2	1.2	0.8	2.1	0.8

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(2) 定期的な教育・保育事業の利用している理由と利用していない理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労しているため」（72.3%）が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（61.4%）、「子育て（教育を含む）をしている方に就労予定がある／求職中であるため」（3.0%）となっていました。

平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」（35.1%）が最も高く、次いで「利用する必要がないため」（33.8%）、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがないため」（12.2%）となっていました。

「子どもがまだ小さいため」と回答した方が前回調査時（47.8%）より12.7ポイント減少しました。

【図表 33】平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由(複数回答)(%)

比較年	年齢別	家庭区分別	n	子育て（教育を含む）をしている方が現在就労しているため	子どもの教育や発達のため	あし／求職中であるため	子育て（教育を含む）をしている方に病気を患っているため	子育て（教育を含む）をしている方に家族・親族を介護しているため	子育て（教育を含む）をしている方が学生であるため	その他	無回答
				令和5年度	982	72.3	61.4	3.0	1.9	0.7	0.3
平成30年度	727	73.6	57.5	1.2	0.6	0.3	0.4	1.2	0.8		
年齢別	0～2歳	216	87.0	43.1	2.8	2.3	-	-	0.9	2.8	
	3～5歳	748	68.0	66.6	2.9	1.7	0.9	0.4	0.8	1.5	
家庭区分別	ひとり親家庭	103	82.5	45.6	4.9	4.9	1.0	1.0	-	3.9	
	母子家庭	96	83.3	45.8	5.2	5.2	1.0	1.0	-	4.2	
	父子家庭	7	71.4	42.9	-	-	-	-	-	-	
	夫婦家庭（共働き）	676	88.3	55.6	1.3	0.7	0.4	0.1	1.0	1.2	
	夫婦家庭（非共働き）	175	5.1	92.6	7.4	4.6	1.1	-	1.7	2.3	

【図表 34】平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由(複数回答)(%)

比較年	年齢別	家庭区分別	n	子どもがまだ小さいため	利用する必要がないため	め育利用するに空きがないため	み子どもの祖父母や親戚が	い理由のため	利用したいが、経済的な	事業場がないため	利用したいが、納得できる	利用したいが、延長・夜	近所の人や友人の	その他	無回答
				令和5年度	148	35.1	33.8	12.2	8.8	5.4	2.0	0.7	-	21.6	2.0
平成30年度	345	47.8	33.3	15.9	9.9	6.4	1.4	1.4	-	15.1	0.3				
年齢別	0～2歳	139	36.7	33.8	11.5	7.9	5.8	2.2	0.7	-	20.9	1.4			
	3～5歳	7	-	28.6	14.3	28.6	-	-	-	-	42.9	14.3			
家庭区分別	ひとり親家庭	11	9.1	9.1	9.1	36.4	9.1	-	-	-	54.5	9.1			
	母子家庭	10	10.0	10.0	10.0	40.0	10.0	-	-	-	60.0	-			
	父子家庭	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-			
	夫婦家庭（共働き）	66	34.8	18.2	24.2	6.1	3.0	3.0	1.5	-	22.7	3.0			
	夫婦家庭（非共働き）	68	41.2	52.9	1.5	5.9	5.9	1.5	-	-	14.7	-			

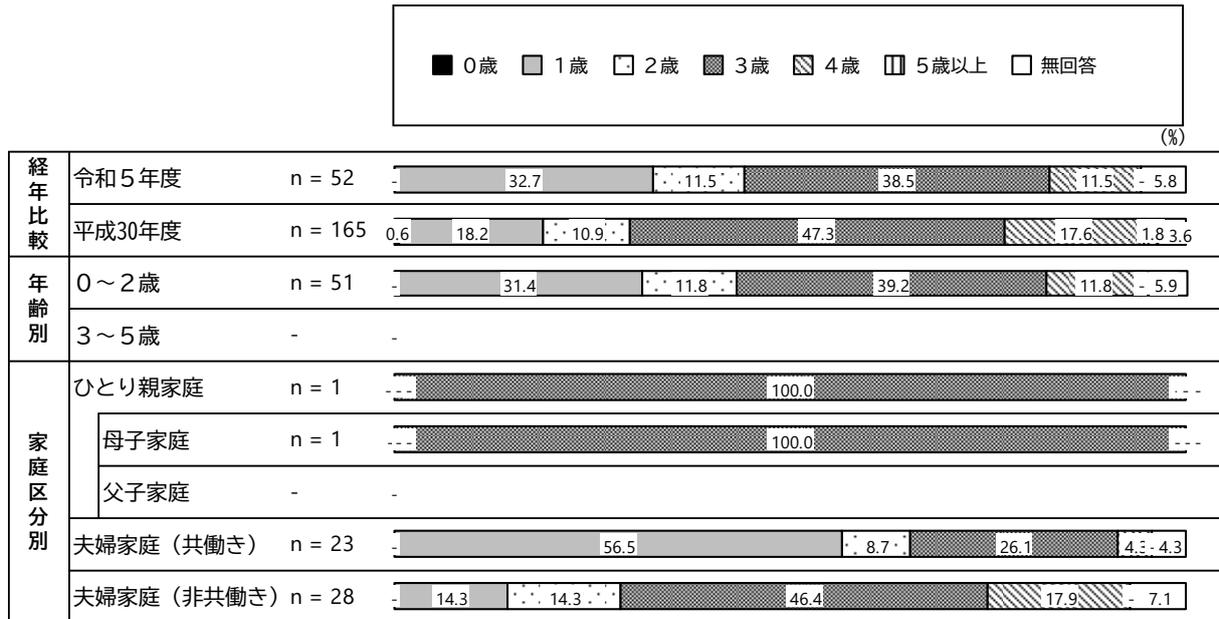
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

教育・保育事業の利用を考える際の子どもの年齢については、「3歳」（38.5%）が最も高く、次いで「1歳」（32.7%）、「2歳」「4歳」（11.5%）となっていました。

「1歳」と回答した方が前回調査時（18.2%）より14.5ポイント増加しました。

【図表 35】教育・保育事業の利用を考える際の子どもの年齢

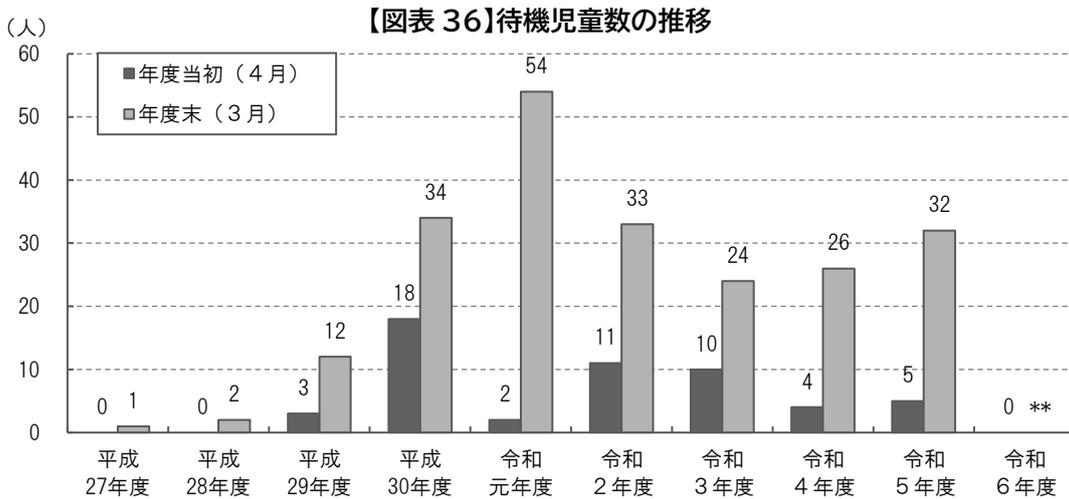


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 待機児童と放課後児童クラブの状況

(1) 待機児童数

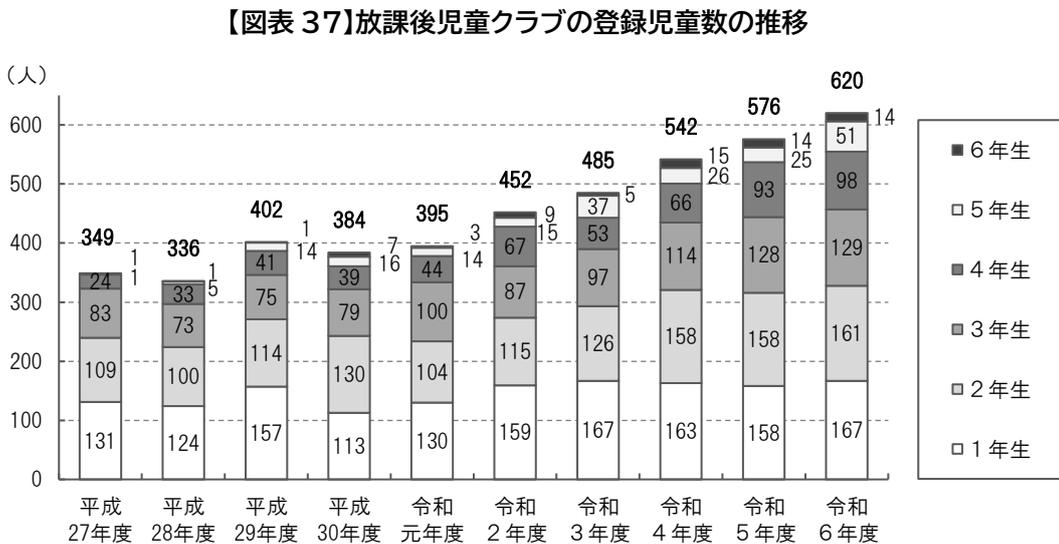
年度当初（4月）と年度末（3月）の待機児童の状況をみると、いずれの年も年度当初より年度末での待機児童数が多くなっています。



資料：新子育て安心プラン・塩竈市の保育事業の方向性について

(2) 放課後児童クラブの登録児童数

放課後児童クラブの登録児童数は、全体で令和2年度以降大きく増加し、令和6年度には600人超となっています。また、高学年の登録児童数は増加傾向にあり、平成27年度から令和6年度にかけて6倍強となっています。



資料：主要な施策の成果（各年4月1日）

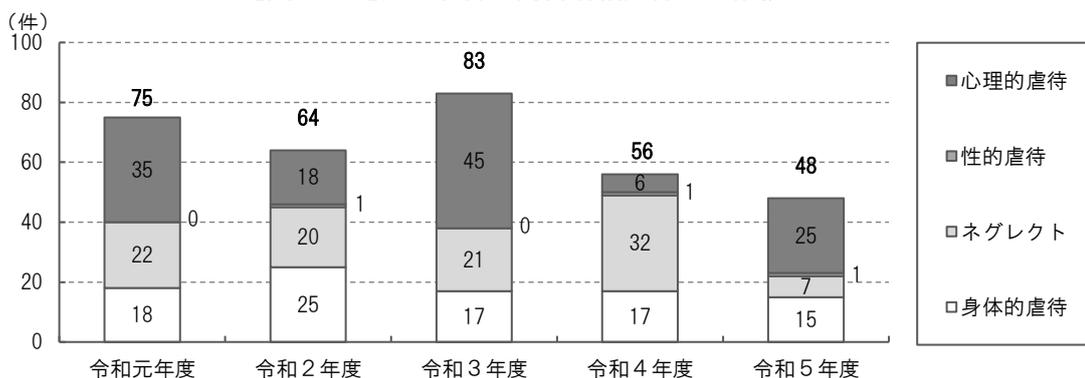
6 児童虐待の状況

(1) 児童虐待の相談について

本市の児童虐待相談件数の推移をみると、令和4年度以降は50件前後で推移しています。

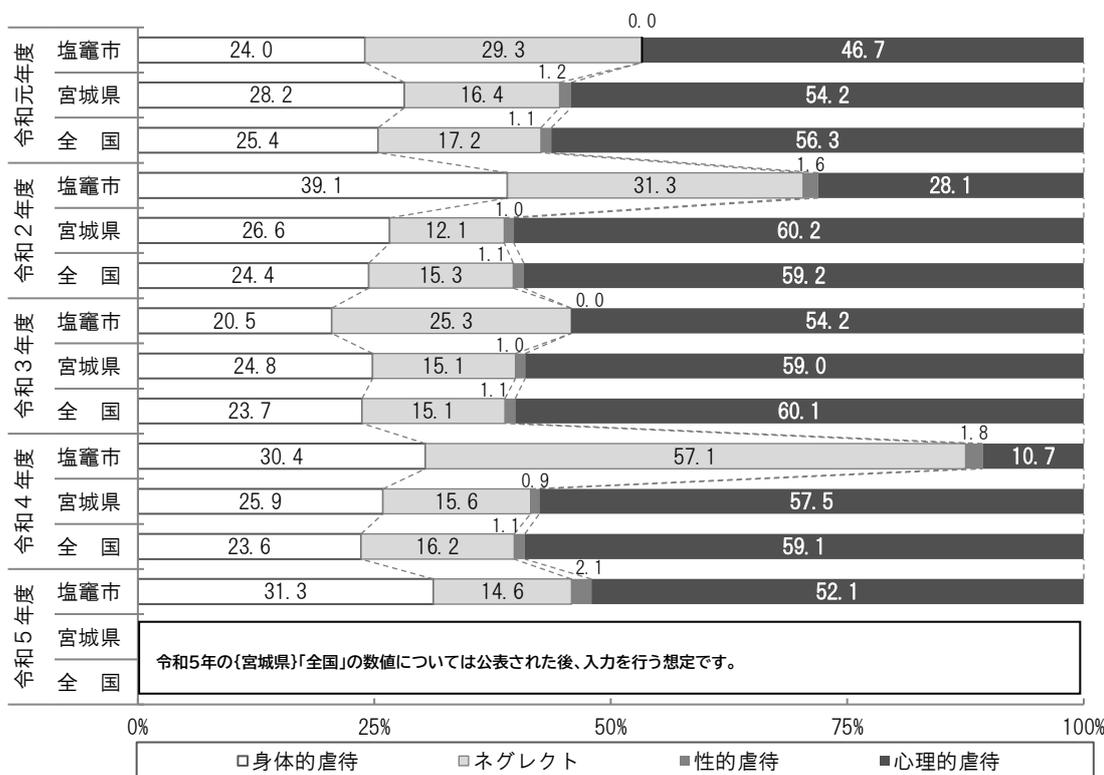
また、内容別割合をみると令和3年度は「心理的虐待」、令和4年度は「ネグレクト」の割合が最も高くなっています。「ネグレクト」の割合は、県・全国値より高い傾向にあります。

【図表 38】児童虐待の内容別相談件数の推移



資料：福祉行政報告例

【図表 39】児童虐待の内容別相談割合の比較

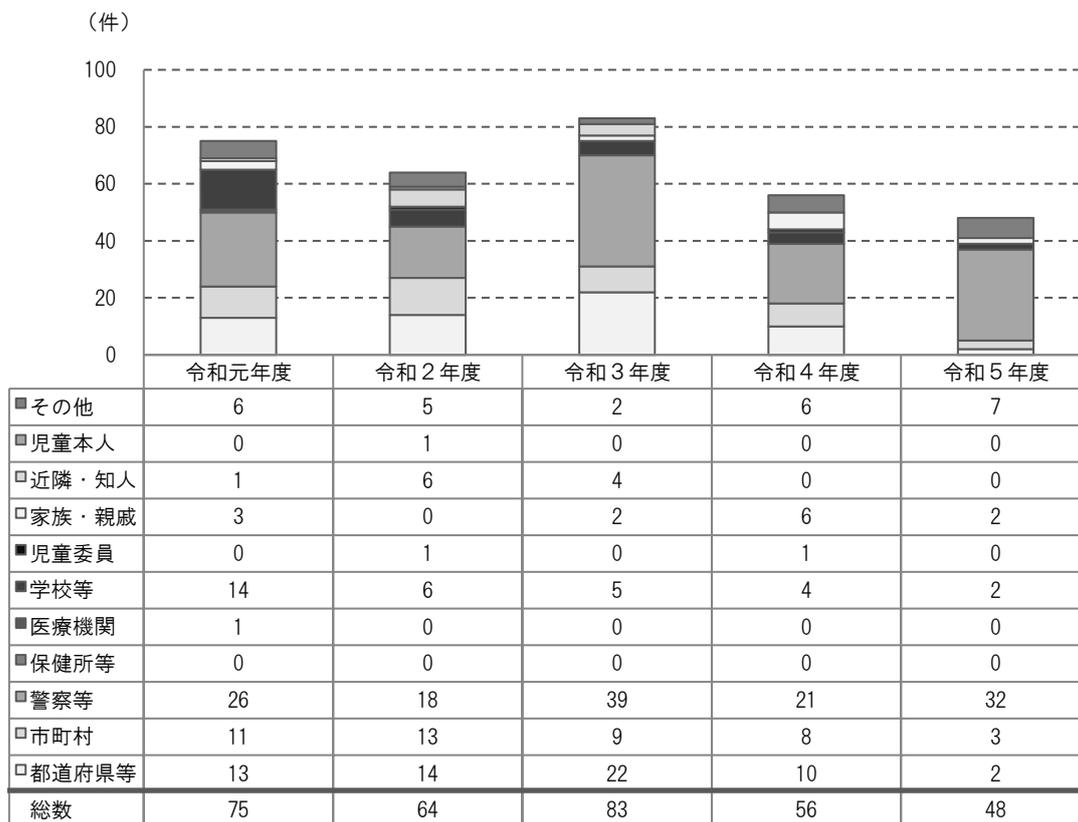


資料：福祉行政報告例

児童虐待相談の経路別件数の推移をみると、年度によりばらつきはあるものの、いずれの年度も「都道府県等」「市町村」「警察等」「学校等」が大半を占めています。

特に令和5年度では、「警察等」を経路とした相談が6割以上となっています。

【図表 40】児童虐待相談の経路別件数の推移



資料：福祉行政報告例

7 調査結果から見た現状と課題

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果をもとに分析等を行い、市における現状と課題を以下のとおり整理しました。

課題1 すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する包括的な支援の充実

【調査結果から見た本市の現状】

- ▶就学前児童の保護者の多くは、日常的に、または緊急時や用事の際に、親族や友人・知人に子どもをみてもらえる状況であり、また、気軽に子育てに関する相談ができる相手もいる状況となっていました。一方で、ひとり親家庭等、周囲に頼れる相手や相談相手がおらず、孤立してしまっている状況も伺えました。

【課題の考察】

- ▶困りごとを抱えている家庭等が孤立することなく、相談や必要な支援につなげることができるよう、令和6年4月1日に設置された「こども家庭センター」を中心としながら、切れ目のない包括的な支援の充実を図る必要性が見てとれます。
- ▶特にひとり親家庭においては、幼稚園・保育所・学校・団体・サークル・民生児童委員等と連携し、身近において相談がしやすい体制の強化を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業等の相互援助活動の拡充や、活用ができる事業の情報提供を図るなどの支援の重要性を認識することができます。

課題2 待機児童の解消や多様な保育ニーズへの的確な対応

【調査結果から見た本市の現状】

- ▶就学前児童の保護者では、平成30年度（前回調査時）と比べ、働く親が増加していました。子育てと仕事の両立等のため、定期的な教育・保育事業を利用している方が増加している一方で、事業の空きがないこと等を理由に、教育・保育事業を利用できていない方が一定数おりました。
- ▶教育・保育事業のうち、全体としては保育事業の利用が高い状況でした。今後の利用希望としては、主に「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」が増加していました。土曜日や日曜・祝日、長期休業期間中の教育・保育事業の利用を希望する方は平成30年度（前回調査時）時から引き続き一定数おりました。そのほか、私用や親の通院、就労等により、不定期に教育・保育事業を利用したい方や、子どもが病気等の際に病児・病後児保育施設等を利用したい方など、保護者における多様な教育・保育ニーズがありました。

【課題の考察】

- ▶就労している保護者の割合が増えており、待機児童の解消に向けた保育提供量の確保や多様な教育・保育サービスの提供へのニーズが高まりつつあると推察されます。



課題3 放課後の居場所づくりに向けた放課後児童クラブの拡充

【調査結果から見えた本市の現状】

- ▶就学前児童・小学生の保護者において、子どもが小学生の頃における放課後の過ごし場所として、放課後児童クラブの利用を希望する方が多くなっていました。特に小学校低学年での利用ニーズが高く、高学年になると、塾や習い事へのニーズの高まりが伺えますが、依然として、一定数の方が放課後児童クラブの利用を望まれていました。利用時間は18時台、さらには19時台までの利用を希望されている方もいる状況でした。

【課題の考察】

- ▶就労している保護者が増加している中、子どもを安心して預けられる居場所として、放課後児童クラブのニーズは高いため、定員数の拡大による受け入れ体制の整備等を図る必要性が見てとれます。

課題4 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

【調査結果から見えた本市の現状】

- ▶育児休業や短時間勤務制度の利用状況をみると、平成30年度（前回調査時）に比べ、利用されている方が増加していました。一方で、職場に育児休業や短時間勤務制度を利用しづらい雰囲気があったり、育児休業や短時間勤務制度を利用することにより、収入減になったりといった理由で、利用していない、または利用できていない方が多くいました。

【課題の考察】

- ▶育児休業や短時間勤務制度の利用を希望する方が、制度を利用することができるよう、企業等に対して、理解の促進や制度の普及に努めることが重要と考えます。

課題5 地域全体で子育てを支援する環境づくり

【調査結果から見えた本市の現状】

- ▶就学前児童・小学生の保護者ともに、子どもの遊び場の解消や子どもの健やかな成長のために、充実した子育てサービスや公園等の環境整備を望む声が多くありました。

【課題の考察】

- ▶子どもや子育て世帯を地域全体で支える機運を醸成し、官民が連携して、地域にある社会資源を有効活用しながら、子ども・子育てにやさしい地域づくりに努めることが重要と考えます。
- ▶公園等の環境整備に努めるとともに、子どもが十分に体を動かすことのできる機会の創出など、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めることの必要性が見てとれます。



8 施策の進捗評価

第2期計画は、3つの基本目標と9つの主要な施策による128事業により構成されています。

本計画の策定に当たり、第2期計画における施策の進捗評価を各事業の担当課で行い、その評価に基づき子育て支援課で検証・評価の修正を行いました。

■第2期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	成果があった	やや成果があった	あまり成果がなかった	成果がなかった	評価できず(未実施含む)
計画全体	128	81	37	8	1	1
基本目標1 子どもがのびのびと健やかに育つまち	44	27	13	3	0	1
主要な施策(1) 子どもが健全に育つ環境づくり	15	8	5	1	0	1
主要な施策(2) 多様な教育・学習の推進	25	16	7	2	0	0
主要な施策(3) 特別な支援が必要な子どもに対する対応	4	3	1	0	0	0
基本目標2 親が安心して子どもを産み育てられるまち	49	35	11	2	1	0
主要な施策(1) 健やかな子育ての推進	23	14	8	1	0	0
主要な施策(2) 働きながら子育てできる環境づくり	14	10	2	1	1	0
主要な施策(3) 子育て家庭への支援	12	11	1	0	0	0
基本目標3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち	35	19	13	3	0	0
主要な施策(1) 子育てを支援する生活環境の整備	20	11	6	3	0	0
主要な施策(2) 児童虐待防止対策の充実	5	3	2	0	0	0
主要な施策(3) 子ども・家庭を支援する地域社会づくり	10	5	5	0	0	0

※ 施策評価:令和6年6月~7月実施

※ 第2期計画期間:令和2年度~令和6年度

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

いのち
**生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、
子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま**

子どもたちは、その一人ひとりがかけがえのない生命(いのち)です。
そして、すべての子どもは、個性という光を持ち、未来に向けて虹色の輝きを放ち
つづける大切な存在です。

現代社会は、これまで子どもたちを育ててきた豊かな基盤、心の豊かさが少しずつ
失われてきています。

いま、私たちは、すべての子どもたちが夢や希望を抱き、無限の可能性を拓くこと
ができるように、これまで培われてきた伝統や文化、多彩な自然、そして人として
の尊厳と親子と子・人と人とのきずなを大切にすることを、未来へ受け継いでいか
なければなりません。

私たちは、「子どもを生き育てることの喜びを男性と女性・家庭と地域が共有する
とともに、子どもたちが多様な個性を発揮しながら、のびのび育つことができるま
ち」の実現を目指します。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を定めます。

目標1:子どもがのびのびと健やかに育つまち

すべての子どもたちは、本来「育つ力」を持っており、社会の中で一人ひとりが自主性や主体性を発揮することによって、個性という光を放ちながら、未来を明るく照らします。

子どもが自ら考え、主体的に行動できる「自ら生きる力」を育み、そして社会の一員として「ともに生きる心」を養っていくことができるよう“子どもがのびのびと健やかに育つことができるまちづくり”を進めていきます。

目標2:親が安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることは、私たちに感動と喜びを与えてくれるとともに、未来へとつながっていく、かけがえのない営みです。

すべての人が子育ての大切さを認めあう中で、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら、子育てをすることの楽しさを実感することができるよう“親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり”を進めていきます。

目標3:地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

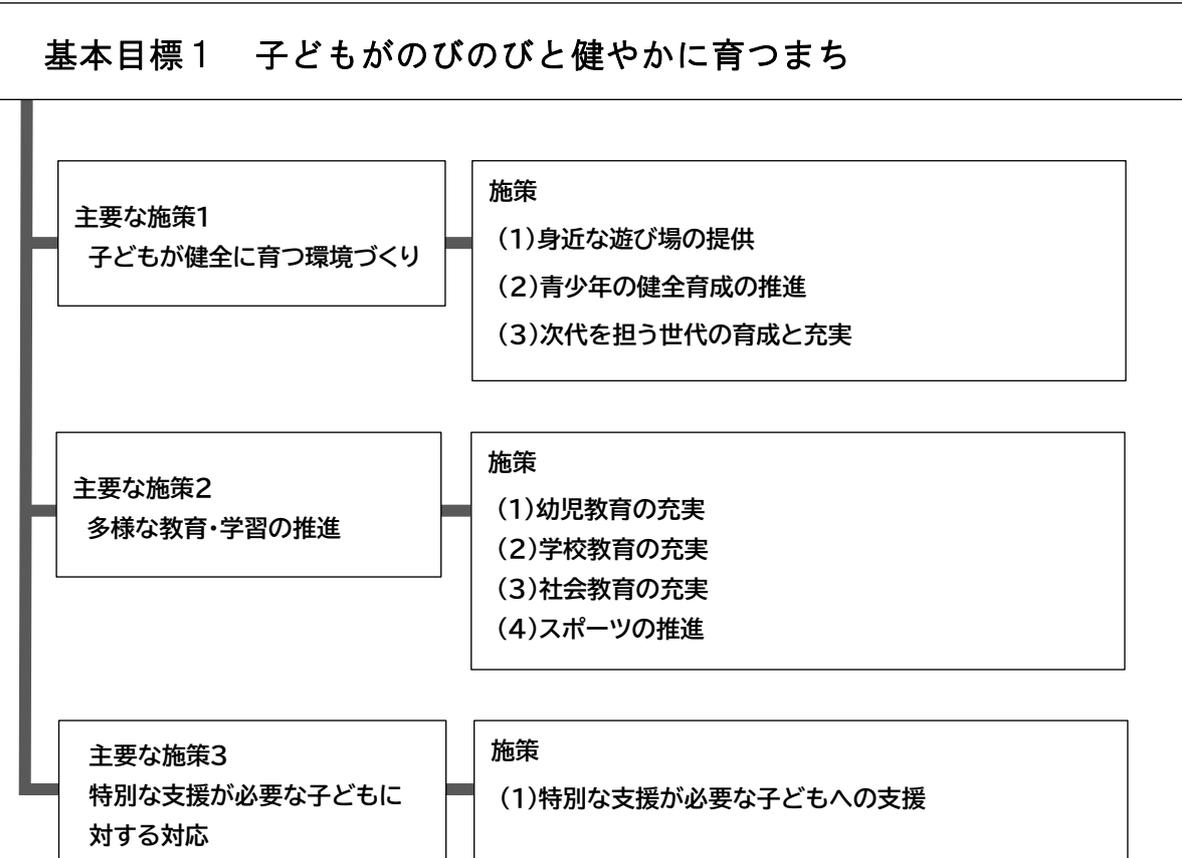
子どもを産み育てることは、家庭はもとより社会全体であたたかく見守られるべき大切な営みです。子どもたちは、親はもちろん周囲のたくさんの大人たちによって、大切にされ信頼されることで、社会の中で夢や希望を抱きながら、明るく輝きます。

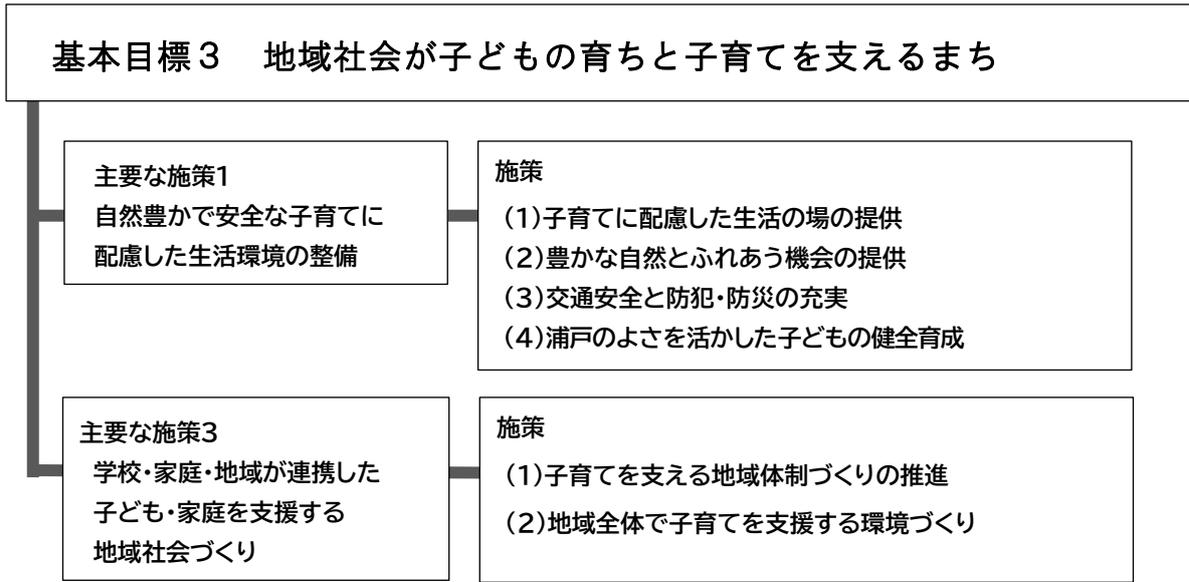
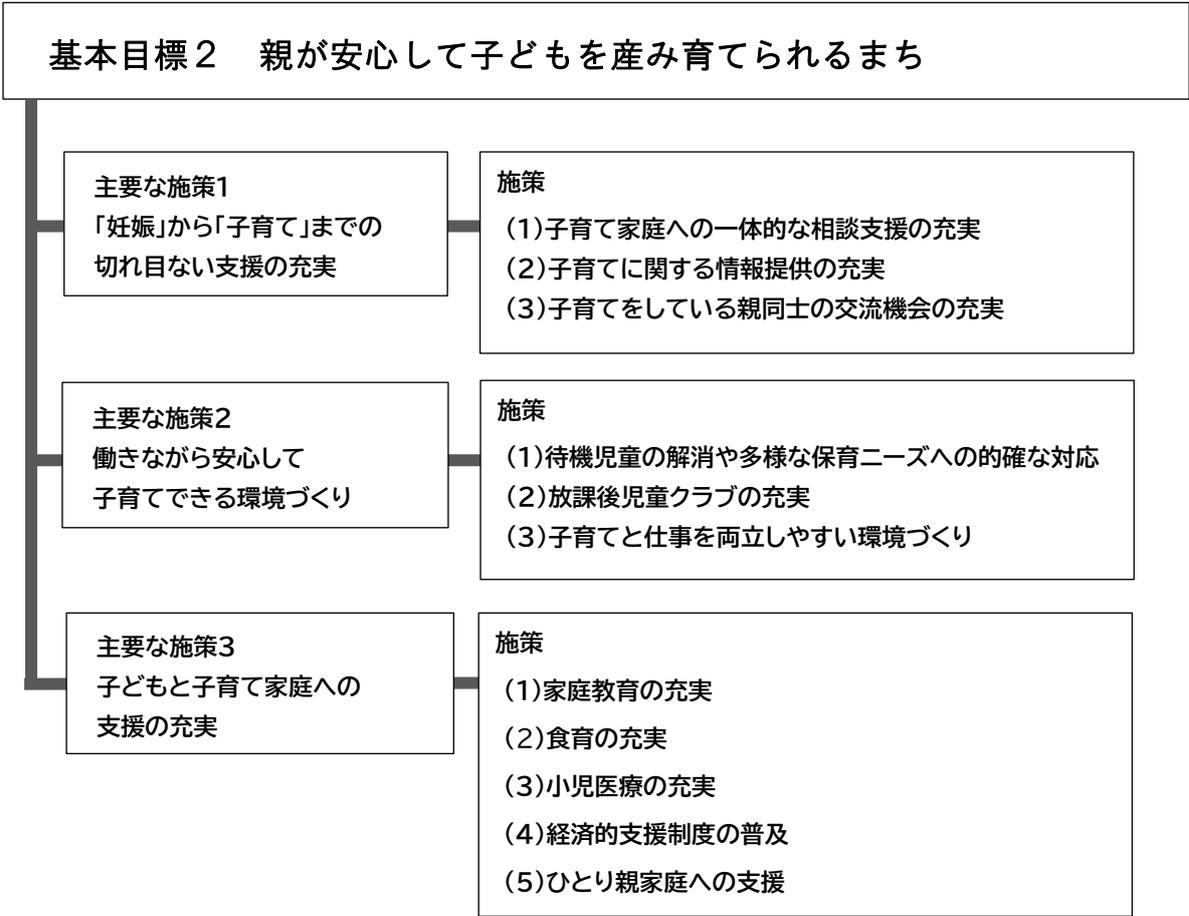
地域や学校、事業所・企業、行政など社会を構成するさまざまな主体が協働しながら、家庭や社会の中で、子どもや子育てを支えていくことができるよう、“地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまちづくり”を進めていきます。

3 施策の体系図

《基本理念》

いのち
生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、
子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しがま





第4章

子育てに関する施策の展開

目標1:子どもがのびのびと健やかに育つまち

主要な施策1 子どもが健全に育つ環境づくり

現状と課題

子どもは、発達段階に応じた経験を通じて成長していきます。その中でも、遊びは身体的能力を育み、想像力、感受性、社交性、自信を身につける機会となります。

アンケート調査によると、就学前児童の保護者と小学生の保護者のいずれにおいても、子どもの遊び場不足の解消や子どもの健やかな成長のために、公園等の環境整備を望む声が多くありました。

また、遊具による事故の危険性を減らすため、多種類の遊具を備えた公園が少なくなっていること等もあり、子どもたちが安全に遊びながら、多くの体験をすることができる環境づくりが求められていました。

現在の社会においては、携帯電話、インターネット、SNS、ブログなどによるコミュニケーション環境の変化に加え、ライフスタイルの変化や地域コミュニケーションの希薄化により、青少年を健全に育成する地域の力の低下などが課題となっています。その一方で、思春期の子どもたちは、さまざまな悩みを抱える最も多感な時期にあります。家族や周囲の大人とのコミュニケーション不足などにより、誰にも相談できずにひとりで悩みを抱え込み、心の病に発展するようなケースも生じています。

そのため、学校や教育委員会、青少年相談センター、関係団体など、地域の連携を強化しながら、青少年の健全育成を進めていくことが重要と考えます。また、環境浄化や非行防止活動についての働きかけを、地域ぐるみで進めることも大切です。

子どもたちは、将来大人となり、社会的な役割を担うこととなります。親として、子どもを健やかに育てるための心構えも学んでいかなければいけません。それぞれの年齢に応じた性に関する正しい知識・情報の提供や意識の啓発を行っていくことが重要です。また、乳幼児とふれあう機会を広げながら、思春期から生命の尊さや親になるための意識啓発に結びつけていくことが大切です。子どもの悩みを的確に受けとめ、「専門（プロ）のカウンセラー」などによる適切なカウンセリング等が実施できるよう、相談体制を充実させることが課題となっています。

また、子どもたちの福祉や健全育成の充実を図る上では、子どもの権利条約に則り、“子どもたちの育ちにとってよりよい環境づくり”を目指すことが重要です。まちへの愛着を持ちながら、自覚と責任も備え、塩竈の未来を担うことができる子どもの育成が必要と考えます。



施策の方向

施策(1) 身近な遊び場の提供

○子どもたちが地域の中でいきいきと遊ぶことができるよう、地域に住む子育て中の保護者やその子どもたち等の意見を聞きながら、安全で身近な遊び場を確保し、子どもたちが気軽に集まり、さまざまな遊びを体験、創造できるような空間の整備を図ります。

1) 児童館など子どもが遊べる施設の充実		
①子どもの施設でのさまざまな場と機会の提供	担当課 子ども未来課／生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】藤倉児童館やふれあいエスプ塩竈での遊び・活動の提供		
②公園などの活用の推進	担当課 子ども未来課／土木課	第2期評価：B
【事業内容等】本市唯一の総合公園である伊保石公園の再整備、身近な公園の施設の更新		
2) 地域にある施設の活用促進		
①学校施設開放の促進	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】校庭や体育館などの開放と活用促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(2) 青少年の健全育成の推進

○未来を担う青少年が、豊かな社会環境の中で健全に過ごすことができるよう、青少年の生活実態や取り巻く地域環境などの現状を踏まえた上で、家庭、学校、地域の関係機関、団体などがそれぞれの役割を担い、緊密に協力、連携しながら、地域ぐるみで青少年の健全育成の取り組みを進めます。

○テレビやスマートフォン等の情報機器の普及とともに、メディアへの過度な依存やいじめにつながるケースなど、子どもへの悪影響が懸念されることから、正しい利用の仕方についての普及啓発を推進し、有害情報等に巻き込まれないための情報モラル教育に取り組みます。



1) 地域での働きかけの促進		
①児童、生徒、青少年への指導の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】青少年指導員の配置、青少年関係諸機関との連携及び情報共有、巡回指導の実施、非行防止に関わる教育の推進		
②環境浄化の促進	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】有害図書等排除への働きかけ、携帯・スマートフォンなどの正しい利用のための講習会の実施		
③非行防止広報活動の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】啓発パンフレットなどの配布、広報などの情報提供の充実、SNSに起因する子どもの性被害の防止、保護者及び青少年に対するフィルタリングの普及啓発		
2) 地域での体制づくりの促進		
①青少年相談センターを核とした取り組みの強化	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】各教育機関や関係団体との連携・協力による青少年相談センターを核とした取り組みの強化		
②関係団体の活動支援と連携強化	担当課 生活福祉課／学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】青少年育成塩釜市民会議との連携強化、保護司会・更生保護女性会との連携強化、主任児童委員・民生児童委員との連携強化、こども家庭センター・コロン・宮城県仙台保健福祉事務所・塩竈市社会福祉協議会との連携		
③専門機関との連携強化	担当課 子ども未来課／学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】学校や警察、各施設などとの情報交換と連携体制づくり及び中央児童相談所との連携強化		
3) 健全な生活を送るための相談・指導体制の充実		
①児童・生徒への生活・保健教育の充実	担当課 子ども未来課／学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】学校などでの生活習慣指導、子どもの年齢や発達に応じた保育教育、学校での性に関する正しい知識普及の充実、性や生命を考える講演会などの開催		
②少年の相談・指導の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】学校での思春期の保健相談・指導、青少年相談センターの相談指導、青少年相談員の配置、学校心理士によるカウンセリング		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策(3) 次代を担う世代の育成と充実

○次代を担う世代が子どもや家庭・家族について考える機会を提供し、一人一人が家庭・家族や子育ての意義について理解を深められるようにします。

○次代を担う子どもたちの「ふるさとを愛する心」を育むことにより、「ふるさと塩竈」について自ら学び、主張し、そして創り出していく将来の「まちづくり」の担い手を地域で活動する団体等と協力しながら育成していきます。

1) 子どもや家庭・家族について考える機会の提供		
①家庭・家族の意義や役割への理解を深める教育の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】家庭科や総合的な学習の時間などの関係強化の充実		
2) 子どもの目から見たまちづくりの推進		
①まちづくりについての子どもの学習機会の充実	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】「しおがま“何でも”体感団」の充実		
②まちづくりについて子どもが意見を発表する機会の充実	担当課 生涯学習課	第2期評価：C
【事業内容等】「塩竈こどもゆめ議会」などの開催や支援まちづくりの作文や絵画、標語などの募集及びまちづくりに関するプラン作成時での子どもへのアンケートなどの実施		
3) 子ども・若者からの意見の聴取		
①審議会等への子ども・若者の参加	担当課 子ども未来課	新規
【事業内容等】子ども・子育て会議への参加、子ども・若者の意見を聴く機会の創出		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



主要な施策2 多様な教育・学習の推進

現状と課題

国際化や情報化の進展など、子どもを取り巻く社会環境が変化を続ける中で、次代を担う子どもたちには、豊かな心や主体的に生きる力を養うことが求められています。

就学前の幼児期は、生涯にわたる人格形成と学校教育に向けた基礎を培う時期でもあります。生きる力を養い、学ぶ土台を作るために、幼稚園・保育所において教育の場の提供と適切な環境づくりを行うことが大切です。

学校教育は、基礎的な知識や考え方の習得と人間関係の形成という役割を基本としながら、子どもの主体的に行動する力や思いやりのある豊かな心を育む教育を推進していく役割があります。そのため、家庭や地域社会、幼稚園や保育所、小・中・高校などとの連携の強化が重要となります。

また、社会の変化に対応した教育が求められると同時に、児童生徒の心の問題やいじめ・不登校の問題などを的確に把握し、対応していくことも必要と考えます。

そして、子どもが豊かな感性や創造力、思いやりの心や判断力を育むためには、学校教育以外でもさまざまな人とのふれあいや経験が重要です。社会体験やボランティア活動などの機会を提供し、子どもが学び、遊び、成長する環境を整えることが大切であり、社会教育に関する団体や指導者、ボランティアの支援と育成も欠かせません。

また、子どもの健やかな成長には、スポーツ活動を通じて元気な体をつくり、生涯にわたり健康に過ごすことも大切です。子どもから大人まで楽しみながら体力向上と健康増進を図る取り組みを推進し、地域の指導者の育成にも力を入れ、地域全体で子どもの心身のバランスのとれた成長を支援することが重要と考えます。



施策の方向

施策(1) 幼児教育の充実

- 幼児教育の振興を図り、健全経営を支援するため、子ども・子育て支援新制度の認定こども園、幼稚園には施設型給付を、これまでどおりの運営を実施する幼稚園には運営費などの助成を行います。
- 地域ぐるみで子どもの育ちや子育てを支える環境をつくるため、保育所との連携を図りながら、幼稚園等の子育て支援活動を促進します。
- 保育ニーズのある保護者に幼稚園の情報も提供し、預かり保育を含めたより多い選択肢を提示していきます。

1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の充実		
①幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携強化	担当課 保育課／学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】就学時指導での連携強化		
②幼稚園・保育所・認定こども園への教育的アドバイス	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】幼児教育に対する教員による助言・指導		
③小1プロブレムへの対応	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】アプローチ・スタートカリキュラムの活用		
2) 幼稚園の運営支援		
①幼稚園の経済的支援、入園の促進	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】施設型給付費、施設等利用費の給付		
3) 幼稚園の子育て支援機能の促進		
①幼稚園の子育て支援活動の促進	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】未就園児の親子行事、子育て相談事業などに関する情報提供の促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(2) 学校教育の充実

- 子どもたちの無限の可能性を引き出し、「生きる力」を育む教育を推進するために、国際化や情報化社会に対応した特色ある教育と子どもたちの豊かな心を育む教育活動を充実します。
- 子どもたちの自主的・継続的な学習を支える環境づくりを充実させるとともに、不登校、いじめなどの問題を抱える児童生徒に適切に対応するため、子どもたちの心を支える相談・指導体制の充実を図ります。
- 何らかの事情等により、学校に通えなくなっている子どもに対しては、各小・中学校にサポートルームを設置し、専任の「学び・適応サポーター」により、教室に入れない子どもへの支援を行います。塩竈市教育支援センター「コラソン」が拠点となり、子どもたちの学校以外の居場所として、学習支援や居場所づくり、社会的自立や学校復帰に向けた教育相談・進路相談に努めます。また、体験学習やボランティア活動など、子どもたちが社会と関わる活動、集団生活への適応など、多様な学びへの支援に努めます。
- 地域の人材・資源の活用と関係機関との連携強化を図りながら、地域に開かれた創意と活力ある学校づくりに努めます。

1) 学習内容の充実		
①特色ある教育課程の編成と実施	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】「総合的な学習の時間」の充実、情報化に対応した教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備、小中一貫教育の推進		
②豊かな心を育む教育活動の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】道徳教育や福祉教育、環境教育等の推進		
③国際理解教育の充実	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】国際理解教育の推進		
2) 学習環境の整備		
①施設環境の充実	担当課 教育総務課	第2期評価：B
【事業内容等】施設改修の計画的な実施、各種設備・備品の計画的な更新		
②学習指導環境の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】少人数指導・TT（ティーム・ティーチング）の充実		
③小学校と中学校の交流活動の充実	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】小中学校間の乗り入れ授業の実施、児童生徒間や教職員間の交流活動		



3) 児童・生徒の心の問題への対応		
①指導の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】生活指導や進路指導の充実		
②学校不適応対策の強化	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】教育支援センターとの連携、保護者への支援		
③相談・カウンセリングの充実	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】スクールカウンセラー等の配置		
④いじめの未然防止・早期発見・ 早期対応	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】学校・家庭・地域などの関係機関との連携		
4) 地域と学校の連携の強化		
①地域の意見を反映させる仕組み づくり	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】学校評議員制度の効果的運営		
②地域の人材の活用	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】学校ボランティアの活用、地域人材の発掘		
③地域で学ぶ活動の促進	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】ふるさと体験学習の推進、職場見学・職場体験学習の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策(3) 社会教育の充実

○生涯学習プランに基づき、子どもの心と体を豊かに育む場として、市内にある生涯学習施設を拠点とし、子どもの年齢に応じた学習機会の提供や情報提供の充実を図るとともに、子どもの育ちを支える各種団体や指導者・ボランティアの育成と活動の支援を行い、多彩な社会教育活動の充実を図ります。

1) 人材・団体の育成支援		
①人材の育成	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】指導者やボランティアの育成、ジュニアリーダーなど子どものリーダーの育成		
②団体の活動の支援	担当課 生涯学習課	第2期評価：B
【事業内容等】団体の活動の情報、提供活動費の援助、活動の側面的支援		
2) 活動の場の提供の充実		
①社会教育の活動拠点づくり	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】ふれあいエस्प塩竈や公民館、市民図書館、市民交流センターの運営と活用促進		
②社会教育活動の促進	担当課 生涯学習課	第2期評価：C
【事業内容等】社会教育施設での各種学習機会の提供、学習情報の提供ボランティア団体との事業共催の促進、ボランティア団体との事業共催の促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）





施策(4) スポーツの推進

○子どもがスポーツを通して楽しみながら健康・体力の増進を図るために、さまざまなスポーツに親しむ機会と活動の場を充実するとともに、各種スポーツの指導者の育成や団体の活動支援を図ります。

1) 指導者・団体の育成支援		
①スポーツ指導者の育成	担当課 生涯学習課	第2期評価：C
【事業内容等】各種スポーツ講習会の開催及び指導者講習会の開催やスポーツボランティアの育成		
②スポーツ団体の活動の支援	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】各種スポーツ少年団の活動支援、スポーツ関連団体の活動支援		
2) スポーツをする機会の充実		
①体育施設の活用促進	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】体育館やグラウンド、プール、スポーツ公園、学校体育施設の開放などの管理運営と活用促進		
②企画事業の充実	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】各種スポーツ大会や競技会、スポーツイベントなどの充実及び子どもから高齢者までのスポーツ教室の開催		
③スポーツ観戦機会の提供	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】プロ・アマの各大会などの開催誘致の促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）





主要な施策3 特別な支援が必要な子どもに対する対応

現状と課題

本市では『第4期塩竈市障がい者プラン』を策定し、障害者基本法及び障害者自立支援法、児童福祉法に基づき、総合的に障がい者福祉施策を推進しています。障がいのある子どもや、診断がなされていないものの特別な配慮を必要とする子どもに対しては、ノーマライゼーションの理念のもとに、それぞれの状況に応じた自立を目指す対応が大切です。

発達が気になる乳幼児に対しては、発達経過を観察し、個々の特性や状況に応じたきめ細かい支援が行えるように努め、保護者に対しては、療育相談の充実や専門性の高い支援体制を確保し、幼稚園・保育所及び療育施設への円滑な移行を図ることが重要と考えます。

教育段階では、学校施設のバリアフリー化や特別支援教育支援員の配置等、適切な教育環境の整備を図り、子ども一人ひとりの特性を理解した合理的配慮を行うことが大切です。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す、インクルーシブ教育の推進を図るなど、特別支援教育の充実も重要と考えます。

障がいのある子どもの健やかな育成のためには、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の各関係機関が連携を図りながら、障がいのある子どもや家族等に対して、乳幼児期から就労までの各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援体制を構築することが課題となっています。学校卒業後の就労及び地域生活への移行が円滑に進められるよう、学校卒業後の相談先として、行政や相談支援事業所等を情報提供し、本人及び家族が孤立しない相談支援体制の構築を図ることが重要です。

また、国際化の進展に伴い、海外にルーツのある子どもが増加している一方で、自治体によって支援の質や量に差があり、特に外国人居住者が少ない地域では、支援が十分に整っていない場合があります。海外にルーツを持つ子どもが安心して学び、成長することができるよう、日本語教育の推進や文化的・社会的な適応の支援等、支援体制の充実を図ることが必要と考えます。



施策の方向

施策(1) 特別な支援が必要な子どもへの支援

- 障がいを持つ子どもや海外にルーツがある子どもなど、配慮が必要な子どもが、地域の中で健やかに育つ環境づくりを進め、一人ひとりの特性を理解した合理的配慮による支援の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な子どもを持つ保護者への支援体制の充実に努め、負担軽減のための各種支援サービスの充実を図ります。

1) 子どもの発達支援の充実		
①生活支援の充実	担当課 子ども未来課／生活福祉課	第2期評価：A
【事業内容等】各種手当・助成事業の実施、障がい福祉サービスの充実		
②子どもの発達相談の充実	担当課 子ども未来課／保育課／ 生活福祉課／学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】療育相談の充実、障害児通園事業施設（塩竈市ひまわり園）の運営、障がい児保育の充実、特別支援教育の充実、発達相談等の充実		
③障がい者（児）福祉の総合的な取組の推進	担当課 生活福祉課	第2期評価：A
【事業内容等】ノーマライゼーションの普及啓発		
④特別な支援が必要な子どもの支援の充実	担当課 子ども未来課／保育課／ 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】特別なニーズを持つ子ども [※] とその保護者への支援体制の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

※「特別なニーズを持つ子ども」とは、必ずしも障がいの判定は受けていないが特別の支援を必要とする子どもや、海外にルーツがあり、多様な言語・文化・価値観・慣習などの中で育ってきた子ども、要保護児童など、保育にあたって一定の配慮が必要な子どもを指します。

目標2:親が安心して子どもを産み育てられるまち

主要な施策1 「妊娠」から「子育て」までの切れ目ない支援の充実

現状と課題

近年の日本では、核家族化や地域社会の変容により、子育てに困難を抱える世帯が増加しています。乳幼児、特に未就園児の家庭は、支援に結び付かずに地域の中で孤立しがちな傾向にあり、就学期以降も、社会による具体的な支援が届かずに、児童虐待が深刻化するケースがあります。

平成28年の児童福祉法改正により、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、妊産婦や乳幼児への支援を強化してきましたが、両機関が行う業務や機能には、一定の重なりがあるにもかかわらず、組織が別であることにより、連携が難しいという課題がありました。

令和4年の改正児童福祉法では、そうした課題に対応するため、妊産婦や乳幼児の相談等に対応する子育て世代包括支援センター（母子保健）と、家庭児童相談等に対応する子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を統合した機関として、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。その改正を受け、本市では、令和6年4月1日に「塩竈市こども家庭センター」を設置しております。

一方で、アンケート調査によると、特にひとり親家庭等では、周囲に頼れる相手や相談相手がおらず、孤立してしまっている状況が伺えました。そのため、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもが、困りごとを抱えることがないように、「こども家庭センター」を中心とし、切れ目ない包括的な支援を更に充実させる必要があると考えます。

また、子育て家庭が地域社会から孤立せずに、相談や必要な支援につなげていくためには、子育てに関する情報提供や子育てをしている親同士の交流機会の充実が重要です。

加えて、子育てに関する最新情報や支援施策をタイムリーに知ることができる環境、身近な地域で交流することができる環境の整備が重要と考えます。



施策の方向

施策(1) 子育て家庭への一体的な相談支援の充実

- こども家庭センターにおける、母子保健と児童福祉の機能を統合した取り組みの推進や、更なる連携の強化により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。
- 健康づくりの観点から、健康づくりに関する意識の啓発や各種健康診査、予防接種の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、総合的な母子及び父子の保健事業の充実を図ります。
- 虐待やDVなどの問題の早期発見・早期対応の強化を推進するため、子ども未来課や保健センター、保育所、幼稚園、学校、地域の関係者など、関係機関からなる要保護児童対策地域協議会による支援体制の強化を図ります。
- 家庭や地域、学校、行政など社会のあらゆる分野において、「子どもにとって大切なことは何か」を常に念頭においた取り組みが進められるよう、大人だけでなく子ども自身も子どもの権利について考えられるような意識啓発、普及を推進します。

1) 健康づくりについての意識啓発		
①情報提供の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙やホームページへの掲載、子育てアプリによる情報発信		
②学習機会の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 思春期保健事業、パパママクラス等開催		
2) 予防的な健康づくりの支援		
①各種健康診査の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 妊産婦健診や乳幼児健診など各種健診の実施と健診受診率の向上、子育てアプリによる計画的な受診の支援		
②各種予防接種の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 各種予防接種の接種率の向上、子育てアプリによる計画的な接種の支援		



3) 健康についての相談・指導の充実		
①相談事業の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 こども家庭センターの設置、各種相談事業の充実		
②訪問指導の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 妊産婦・新生児等訪問指導の実施		
③特に支援が必要な分野での対応の充実	担当課 子ども未来課／生活福祉課	第2期評価：A
【事業内容等】 養育支援訪問事業の実施及び障がい疑われる児童や産後うつ病、育児不安、虐待ハイリスク者等への対応強化、保健所や医療機関・関係機関との連携		
4) 児童虐待の防止と対応の強化		
①虐待の未然防止の取組の推進	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 啓発パンフレットなどの配布及び虐待防止・DV防止キャンペーンなどの広報活動の充実		
②早期発見・早期対応の体制づくり	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 家庭児童相談事業の強化、要保護児童対策地域協議会の充実、主任児童委員・民生児童委員との連携強化、専門機関との連携強化、里親制度の普及促進、虐待ハイリスク者などへの対応強化、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業での対応強化		
③DV防止体制の強化	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 DV相談事業の強化		
5) 子どもの権利についての意識啓発		
①情報提供の充実	担当課 子ども未来課／保育課／ 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】 「児童の権利に関する条約」の普及啓発、「児童福祉週間」などの広報活動の充実		
②学習機会の充実	担当課 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】 子どもの権利についての講座や講習会、研修会などの開催		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策(2) 子育てに関する情報提供の充実

- 子育てに関する情報を十分に得ることができるよう、広報紙やホームページをはじめ、令和6年3月にリニューアルした「しおがま子育てアプリにこころん」や塩竈市の公式SNS等を活用し、タイムリーな情報提供に努めます。
- 情報発信においては、正確性や信頼性を担保することや、著作権や個人情報の問題、情報発信倫理を持つことなど、留意すべき事項があるため、情報発信に関する専門研修を踏まえながら、適切な情報発信を行います。

1) 地域の子育てに関する情報提供の充実		
①子育て情報の広報活動の充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：B
【事業内容等】 広報紙やホームページ、子育てアプリ、SNSでの情報発信		
②子育てガイドブックや子育てマップの作成	担当課 子ども未来課	第2期評価：B
【事業内容等】 子育てガイドブックの作成・配布		
③各種子育て支援制度についての情報提供の充実	担当課 子ども未来課／保育課	第2期評価：A
【事業内容等】 パンフレットなどの配布、広報紙への掲載、窓口での案内充実、利用者支援専門員（コンシェルジュ）の配置		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(3) 子育てをしている親同士の交流機会の充実

- 乳幼児及びその保護者が気軽に訪れ、相互に交流を行うことができる場所として、そして、子育てについての相談、情報提供、専門的な助言、その他の援助を行う拠点の一つとして、「塩竈市子育て支援センター『こころん』」を設置しています。
- 『こころん』を中心とした子育て支援事業を展開しながら、引き続き、身近に通うことができる子育て支援拠点の充実について、検討を行います。

1) 子育てをしている親子の交流機会の提供		
①地域での交流活動の促進	担当課 子ども未来課	第2期評価：B
【事業内容等】 育児サークルの育成と活動支援、親子参加行事の企画充実、父親支援のイベントの充実		
②地域子育て支援センターを核とした事業展開	担当課 子ども未来課	第2期評価：B
【事業内容等】 子育て支援センター体制の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策2 働きながら安心して子育てできる環境づくり

現状と課題

近年、本市においては、女性の就労増大や核家族化の進展、ひとり親世帯の増加、また令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化を要因として、特に0歳～2歳の低年齢児の保育ニーズに対応できておらず、待機児童の解消が喫緊の課題となっていました。

令和6年度現在は、待機児童対策により、待機児童はゼロとなりましたが、アンケート調査によると、働く親が増加しており、依然として保育事業の利用意向は高い傾向となっており、土曜日や日曜・祝日、長期休業期間中の教育・保育事業の利用や不規則の教育・保育事業の利用、病児・病後児保育施設等の利用など、多様な教育・保育サービスが求められていました。

また、公立保育所が建築後40年以上経過しており、施設の老朽化が進行していることから、利用者の理解を得た上で、運営の見直しを進めていく必要があると考えます。

一方で、人口減少や少子高齢化の影響は、地方部において大きな影響をもたらしており、子どもが減ることによる定員割れや集団保育の困難等から、保育所等の運営が難しくなっている状況が顕在化していました。

今後、少子化に伴う保育需要の減少等を見据えながら、需要と供給のバランスを踏まえ、適切な保育の提供体制を維持していくことが必要となります。

働きながら安心して子育てできる環境においては、小学生の放課後の過ごし場所も重要となっており、近年、本市の放課後児童クラブの登録児童数は増加し、定員を大幅に超える申し込みがあるなど、子どもを安心して預けられる居場所として、放課後児童クラブの充実が望まれていると推察されます。

また、アンケート調査によると、子育てと仕事の両立支援として、育児休業や短時間勤務制度を利用する方が増加している一方、職場に育児休業や短時間勤務制度を利用しづらい雰囲気があるなど、利用を希望しているにも関わらず、利用につながない方が見受けられ、企業等に対して、理解の促進や制度の普及に努めることが重要と考えます。



施策の方向

施策(1) 待機児童の解消や多様な保育ニーズへの的確な対応

- 今後、予想される保育ニーズに的確に対応し、子どもや保護者の視点に立った良質な保育サービスが確保できるよう、市が運営する「公立保育所」と民間事業者が運営する「私立保育園」の垣根を越えて連携しながら、市全体として、待機児童の解消や安定的かつ良質な保育の提供に努めます。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、多様化する就労形態に対応した保育サービスを提供できるよう、地域ニーズを踏まえながら、延長保育事業や乳児・低年齢児の保育、一時預かり事業、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。
- 本市では、働く親の増加等に伴い、依然として、安定的な保育の提供体制の確保や多様なサービスの充実が求められていますが、全国的な状況と同様に、子ども人口の減少が進行しているため、地域の人口動態や保育ニーズを適切に見極めながら、利用実態に即した利用定員の設定、定員の弾力的な運用等、保育の需給バランスの調整により、適切な保育の提供量の維持と、地域における保育施設等の安定経営・事業継続に向けた取り組みを行います。

1) 多様な主体による保育の実施		
①認可保育施設等の運営の充実	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】各保育施設における特色ある保育の実施、公私立施設長会の実施等による公私立の連携強化		
②認可外保育施設との連携	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】認可外保育施設補助金の給付、窓口での認可外保育施設の周知		
2) 適切な保育提供量の維持		
①保育の需給バランスの調整と効率的な保育運営	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】需給を踏まえた公立保育所の段階的縮小、利用実態に即した利用定員の設定、定員の弾力的な運用		



3) 保育所の保育機能の充実		
①保育環境の充実	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】市内保育施設等の計画的な修繕、備品更新の支援、DXの推進等による働く環境の向上		
②保育士の資質・保育技術の向上	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】保育士の研修制度の充実・拡充		
③地域に開かれた保育事業の推進	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】保育所等での地域活動事業の充実、苦情解決に向けた体制の充実		
④特別な支援が必要な子どもの保育の充実	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】特別なニーズを持つ子どもとその保護者への保育体制の充実		
4) 多様な保育サービスの提供		
①多様な就労形態に対応する保育サービスの実施	担当課 保育課	第2期評価：B
【事業内容等】低年齢児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業等の実施		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）





施策(2) 放課後児童クラブの充実

- 子どもを安心して預けられる居場所として、放課後児童クラブの重要性が高まっていることから、定員数の拡大等、放課後児童クラブの受け入れ体制の整備を図ることで、働きながら安心して子育てできる環境づくりに努めます。
- 教育視点を取り入れた学習や、地域交流・世代間交流により、児童の健全な育成を行います。

1) 放課後児童クラブの充実		
①放課後児童クラブの充実	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 運営体制の安定、教育視点を取り入れた学習への取組、地域交流・世代間交流の充実、子どもの目線を取り入れた遊びの充実		
②放課後児童支援員等の資質の向上	担当課 子ども未来課	新規
【事業内容等】 研修機会の確保、職員の専門性の向上、処遇改善の実施		
③関係機関・団体との連携強化	担当課 子ども未来課	新規
【事業内容等】 学校や放課後子供教室、その他子どもの居場所を運営する団体等との連携強化		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(3) 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

- 子育てと仕事を両立するために、育児休業や短時間勤務制度の利用を希望する方が多いことから、子育てしやすい就労環境づくりが事業所・企業サイドでも推進されるよう、子育て世代の労働時間の短縮や育児休業制度の普及、出産後の再就職のための支援対策などについて、事業所・企業に対する意識啓発を行います。

1) 職場への意識啓発		
①働く人への意識啓発	担当課 市民課／商工観光課	第2期評価：B
【事業内容等】 育児休業制度の利用促進、父親の育児・子育て活動への参加促進		
2) 企業・事業所の子育て支援活動の促進		
①企業への子育て支援制度普及の働きかけ	担当課 子ども未来課／商工観光課	第2期評価：C
【事業内容等】 育児休業制度、子の看護休暇などの普及促進及び子育て後の再就職支援		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策3 子どもと子育て家庭への支援の充実

現状と課題

子どもは、家庭での日常生活を通して正しい生活習慣を身につけるとともに、人との関わり方や社会のルールを守ることの大切さを学びます。

また、家庭での親の豊かな愛情は、子どもの思いやりや信頼の心を大きく育てます。

しかしながら、近年は核家族化の進展や少子化、子育て世帯の減少、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く家庭環境は大きく変容し、家庭における教育機能が低下していると指摘されています。

そのため、親や大人たちが、家庭の大切さを自覚し、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、男女共同のもと、責任を持って家庭における教育が豊かに行われるよう、意識啓発を積極的に行っていくことが重要です。

子どもたちの食をめぐる状況についても、朝食の欠食や偏食など食生活の乱れを原因とする肥満や生活習慣病などの健康面での問題や食材の安全性の問題、「孤食」による家族間のコミュニケーション不足など、さまざまな課題が指摘されています。食は、子どもの健やかな育ちを促し、健康な身体をつくるということだけでなく、家族間のコミュニケーションを豊かにするなど、家庭における基本的な生活の確立に欠かせません。家庭において食の大切さを自覚し、健全な食習慣、食生活さらには塩竈の豊かな食材を活かした食文化の確立に結びつくよう、地域ぐるみで食育の取り組みを進めていくことが重要と考えます。

小児科医療現場における状況は、一般的に急患が多く休日夜間対応も多忙となっており、地方では小児科医不足が深刻化しています。安心して子育てをしていくためには、子どもが病気にかかったとき、医療を受診できる環境の整備が欠かせないため、より身近な医療が確保できるよう、体制づくりを進めていくことが大切です。

子どもたちの健全な成長と家庭の安定においては、経済的な支援は必要不可欠です。豊かな子育てを実現することができるよう、給付事業や助成事業など、子育て家庭の経済的な負担軽減につながる支援施策を推進していくことが重要です。

特にひとり親家庭においては、経済的な負担感や不安が大きく、家庭の状況に応じた支援や補助が必要となっています。



施策の方向

施策(1) 家庭教育の充実

- 子どもの育ちの段階に応じて、家庭における教育が、適切に行われるよう、情報提供や各種講座などの学習機会の提供を行い、家庭での意識啓発を図るとともに、学校などにおいて行われる親の自主的な活動の支援を行います。
- 身近な地域において、保護者の悩みや不安を聞き、相談に対応できる体制を整備し、特に個別の支援が必要な家庭に対しては、専門人材の活用等により、保護者が孤立しない環境の整備に努めます。

1) 親の意識啓発		
①情報提供の充実	担当課 子ども未来課／保育課／ 市民課／学校教育課／ 生涯学習課	第2期評価：B
【事業内容等】啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙・ホームページへの掲載、子育てアプリによる情報発信、保育士による家庭支援、保育士による家庭環境の見守りや育児に関する助言		
②学習機会の充実	担当課 子ども未来課／学校教育課／ 生涯学習課	第2期評価：B
【事業内容等】各種講座や講演会、研修などの開催		
③男女共同意識の普及啓発	担当課 子ども未来課／保育課／ 市民課／学校教育課／ 生涯学習課	第2期評価：B
【事業内容等】互いに支えあう家庭生活に関する意識の啓発や地域での子育て活動への参加促進、送迎時の保育士による声掛け、親子行事の実施		
2) 親の自主活動の支援		
①自主活動への支援	担当課 子ども未来課／生涯学習課	第2期評価：B
【事業内容等】活動事業費の補助、家庭教育支援総合推進事業の実施、事業共催などの促進		
②事業企画実施への側面的な支援	担当課 生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】活動の場、会場などの提供		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(2) 食育の充実

- 健全な食習慣や食生活、食文化を通して、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、食の持つ意味や大切さについての講座や栄養教室を開催し、子どもや家庭、地域に対して食育の普及啓発を図ります。
- 食に関する人材の育成や地域ネットワークを形成することで、食を通じた健康づくりを推進します。
- 子どもたちが通う保育所や学校での給食の実施などを通して、子どもへの食教育、食生活指導の充実を図ります。

1) 食と健康に関心を持った生活の実現		
①情報提供の充実	担当課 子ども未来課／健康づくり課	第2期評価：A
【事業内容等】乳幼児健診における個別・集団指導実施や啓発パンフレット等の配布、広報しおがまやホームページへの掲載		
②学習機会の充実	担当課 子ども未来課／健康づくり課	第2期評価：A
【事業内容等】離乳食教室、食育講座などの開催、食生活チェックシートの活用		
2) 豊かな心を育む食育の推進		
①保育所、学校における給食の充実	担当課 保育課／教育総務課	第2期評価：A
【事業内容等】塩竈の食を活かしたふるさと給食の実施及び給食でのアレルギー対応の充実		
②食に関する指導、食育事業の推進	担当課 保育課／教育総務課／ 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】栄養指導や箸の持ち方指導の実施、食育事業（味噌づくりや野菜作り）の実施、おいしい絵顔コンクールの実施、SNS等での給食の情報発信、学校給食まつり等の開催や総合学習、教科等の時間の活用		
3) 食育を広げる環境づくり		
①地域での人材・団体の育成	担当課 子ども未来課／ 健康づくり課／生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】食生活改善推進員の育成と養成、「子ども料理教室」の開催、子ども食堂の開催とサポートの充実		
②活動のネットワーク化の促進	担当課 健康づくり課	第2期評価：A
【事業内容等】食育に関する地域でのネットワークの充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策(3) 小児医療の充実

- 子どもが病気になったときに、いつでも安心して医療機関にかかれるよう、休日や夜間にも対応できる医療体制の充実を図ります。
- 予防的な観点から、地域でのかかりつけ医の確保について、家庭に対する普及啓発を行うとともに、妊娠や出産・育児などについての情報や、地域の小児科などの医療機関に関する情報の提供を行います。

1) 地域での診療体制の充実		
①公的医療機関の診療充実	担当課 市立病院	第2期評価：C
【事業内容等】市立病院での小児診療、東北大学病院及び東北医科薬科大学病院との連携		
②地域の民間医療機関との連携の促進	担当課 子ども未来課	第2期評価：B
【事業内容等】地域でのかかりつけ医の普及促進、地域医療機関の情報提供の促進		
③総合的な地域医療体制の整備促進	担当課 健康づくり課	第2期評価：B
【事業内容等】塩釜地区地域医療対策委員会事業計画に基づく事業実施		
2) 休日夜間の診療の充実		
①地域での休日夜間医療の確保	担当課 子ども未来課／健康づくり課	第2期評価：B
【事業内容等】塩釜地区休日急患診療センター運営の充実 塩釜地区休日急患診療センターの後方支援体制の充実 塩釜地区休日急患診療センターでの土曜準夜帯の小児医療の実施 塩釜地区休日救急歯科診療事業の充実 宮城県こども休日夜間安心コールの普及促進 休日夜間診療情報の提供		
3) 小児保健の充実		
①保育所・幼稚園・学校等における小児保健の充実	担当課 保育課／教育総務課	第2期評価：A
【事業内容等】嘱託医や学校医などによる小児保健の実施		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(4) 経済的支援制度の普及

○子育て家庭の経済的な生活の安定を通して、豊かな子育てが実現できるよう、国の制度などに基づいた児童手当や児童扶養手当などの支給事業を実施するとともに、制度の普及を図ります。

1) 各種給付・助成・減免制度の普及啓発		
①情報提供の充実	担当課 子ども未来課／保育課／ 保険年金課／生活福祉課／ 学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙やホームページへの掲載、子育てアプリによる情報発信		
2) 各種手当支給事業の実施		
①児童を養育している家庭への各種手当の支給	担当課 子ども未来課／保険年金課／ 生活福祉課	第2期評価：A
【事業内容等】児童手当の支給、母子父子家庭などへの児童扶養手当の支給、障がいのある子どもを養育する家庭への特別児童扶養手当や障がい児福祉手当の支給		
②出産一時金の支給	担当課 保険年金課	第2期評価：A
【事業内容等】国民健康保険事業での出産育児一時金の支給		
③未熟児への医療給付	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】未熟児養育医療給付事業の実施		
④子どもの医療費の一部助成	担当課 保険年金課	第2期評価：A
【事業内容等】高校3年生（18歳年度末）までの医療費の一部助成		
⑤母子・父子家庭の医療費の一部助成	担当課 保険年金課	第2期評価：A
【事業内容等】母子父子家庭医療費の一部助成		
⑥障がいのある子どもを養育する家庭の医療費の一部助成	担当課 保険年金課	第2期評価：A
【事業内容等】障がい者（児）医療費の一部助成		
⑦海難・交通遺児への手当の支給	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】海難・交通遺児教育手当の支給		
⑧学校経費の一部助成	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】就学援助制度（要保護・準要保護児童援助事業）の実施		



⑨保育料の一部減免	担当課 保育課	第2期評価：A
【事業内容等】 幼児教育・保育の無償化、母子父子家庭への一部減免措置、多子世帯の保育料の軽減措置		
⑩放課後児童クラブの利用料の一部減免	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 放課後等デイサービスとの併用利用に対する一部減免措置		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(5) ひとり親家庭への支援

○ひとり親家庭に対しては、個々の家庭状況に応じた経済的な支援や家事・育児支援の充実、入所調整等に努めます。

1) ひとり親家庭への支援の充実		
①生活支援の充実	担当課 子ども未来課／保育課	第2期評価：A
【事業内容等】 ひとり親家庭への入所調整時の点数加算、ファミリー・サポート事業補助金の交付、母子福祉団体の活動支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の給付		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



目標3:地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

主要な施策1 自然豊かで安全な子育てに配慮した生活環境の整備

現状と課題

子どもを安心して産み育てていくためには、子どもが安全に生活できる環境を整備するとともに、幼い子どもを連れて気軽に外出できるようなまちづくりを進めることが大切です。

ノーマライゼーションの視点から、高齢者や障がい者とともに、乳幼児や子ども連れなど、すべての人に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

また、自然とのふれあいを通して自然の厳しさや恵みを体験することで、子どもたちの心と身体は育まれます。塩竈は、海や浦戸の島々、塩竈神社の森、伊保石公園など、多彩な自然に恵まれたまちです。

子どもたちが人や自然とふれあえる機会や、その中でいきいきと遊ぶことができる空間を積極的に提供し、ふるさとのよさを感じることができる体験学習の取り組みを進めることが大切です。また、子どもたち自らも、自然を愛し大切にしていける心を育てていくことができるよう、自然保護のボランティア活動などの促進も重要です。

子どもたちを交通事故や犯罪、災害から守ることは、安全・安心の基本です。しかしながら、子どもを巻き込む交通事故や、子どもが被害にあう犯罪が依然として発生しています。子どもを含めた市民一人ひとりが、交通安全や防犯、防災への意識を高め、市民総ぐるみで子どもを守る体制をつくっていくことが重要です。また、子どもたちが『自分の身は自分で守る』意識を持つ教育を行っていく必要があります。

浦戸の豊かな自然環境は、子どもだけでなく市民にとって、その恵みと大切さを心で感じ、優しさや楽しさを体感することができる本市の財産です。子どもたちが浦戸の人々と交流を深め、海や自然とふれあうことができるよう、さまざまな交流・体験活動などの事業を進めていくことが大切です。



施策の方向

施策(1)子育てに配慮した生活の場の提供

- 子どもや子ども連れが安心して、安全に利用できるような道路整備や施設環境の整備、安全・安心な子どもの居場所づくりを行うなど、子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備を推進します。
- 人口減少や少子高齢化の進展に対し、若い世代の定住と地域活力の維持を図るため、市内へ転入する子育て世帯や三世帯同居近居世帯への住宅取得の支援を行います。

1) 安心・安全な住居・道路の環境づくり		
①子育て・三世帯同居近居住宅取得支援事業	担当課 政策課	第2期評価：B
【事業内容等】市外在住の子育て世帯や三世帯同居近居世帯を対象とした住宅取得に対する支援の実施		
②歩行の安全性・安心性の向上	担当課 市民課／土木課／学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】ガードレールや横断歩道などの計画的な整備、街路灯や防犯灯の計画的な整備、通学路の安全点検の実施		
2) 子ども連れでも利用しやすい施設環境づくり		
①子ども連れに配慮した施設設備の整備促進	担当課 子ども未来課／生涯学習課	第2期評価：C
【事業内容等】施設整備にあたってのバリアフリー化の実施、授乳スペースや親子トイレなどの設置促進、子ども連れの休憩スペースの設置促進		
②イベントなどの開催時の託児スペースの確保	担当課 子ども未来課／生涯学習課	第2期評価：C
【事業内容等】イベント・行事などでの託児の実施		
3) 安全・安心な子どもの居場所づくり		
①子どもの居場所づくりへの支援	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】子ども食堂の運営支援、子どもの居場所づくりの支援、SNS等での情報発信		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策(2) 豊かな自然とふれあう機会の提供

○子どもが豊かな心を育み、自然を大切にできる意識が芽生えるよう、自然とふれあいながら、いきいきと遊べる空間と活動機会を提供します。

1) 自然に親しむ空間の整備・活用		
①自然あふれる公園などの活用促進	担当課 土木課	第2期評価：B
【事業内容等】伊保石公園や加瀬沼公園、緑地公園などの活用促進		
②街並みの緑化の推進	担当課 土木課	第2期評価：C
【事業内容等】街路樹の計画的な整備、ポケットパークの計画的な整備		
2) 自然に触れ合う活動の充実		
①自然体験活動や自然観察活動の促進	担当課 学校教育課／生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】社会教育活動や学校などでの自然体験活動の充実		
②自然環境保護に対する意識の啓発	担当課 土木課	第2期評価：A
【事業内容等】自然保護活動の促進、自然環境についての学習機会の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策(3) 交通安全と防犯・防災の充実

○子どもたちを事故や犯罪、災害などから守るために、子どもを含む市民各層への交通安全、防犯、防災の意識啓発を推進するとともに、行政と関係団体や自主組織、市民が一体となった地域ぐるみの防犯、防災体制の充実、強化を図ります。

○子どもの安全確保を図るために、安全用品の普及や施設の安全管理の充実を図ります。

1) 子ども・市民への意識啓発		
①子どもへの交通安全、防火、防犯、防災教育の充実	担当課 保育課／危機管理課／ 市民課／学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】学校・幼稚園・保育所等における交通安全教室等の実施		
②地域住民への情報提供の充実	担当課 危機管理課／市民課	第2期評価：A
【事業内容等】啓発パンフレットなどの配布、広報活動の充実、講座や講演、研修の開催		
2) 子どもを守る地域体制づくりの促進		
①関係機関・団体との連携強化	担当課 危機管理課／市民課	第2期評価：A
【事業内容等】交通安全指導隊や防犯協会などとの連携強化、警察・消防との連携強化		
②地域での自主活動促進	担当課 危機管理課／市民課	第2期評価：A
【事業内容等】地域での見回りの実施、自主防災組織の育成支援		
③子どもを守る仕組みづくり	担当課 市民課／学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】子ども110番の家の拡充、子ども安全サポーターの育成		
3) 子どもを守る環境整備		
①安全用品の普及	担当課 危機管理課／市民課	第2期評価：A
【事業内容等】反射材の奨励、防犯ブザーの奨励、防災用品の奨励		
②子どもの施設の安全確保	担当課 子ども未来課／保育課／ 学校教育課／生涯学習課	第2期評価：A
【事業内容等】施設での不審者対策の強化、施設の防犯・防災体制の充実、避難訓練などの実施		

※評価ランク：A=成果があった、B=やや成果があった、C=あまり成果がなかった、
D=成果がなかった、E=評価できず（未実施含む）



施策(4) 浦戸のよさを活かした子どもの健全育成

○海や自然はもとより、支えあいの心や人とのつながりなどの浦戸の「よさ」を活かしながら、さまざまな交流・体験学習などの事業を進めます。

1) 体験活動の促進		
①総合的な学習の時間や自然体験学習、ふるさと体験学習などでの活用促進	担当課 浦戸振興課／学校教育課	第2期評価：B
【事業内容等】 総合的な学習の時間や自然体験学習、ふるさと体験学習などでの活用促進、校外学習支援事業、学校の授業や行事での活用		
②浦戸の素材を活用した体験活動の促進	担当課 浦戸振興課／生涯学習課	第2期評価：B
【事業内容等】 のりづくり体験、マリンスポーツ、自然体験学習などでの活用促進		
③子どもたちの交流活動の促進	担当課 学校教育課	第2期評価：A
【事業内容等】 学校間交流の促進		
2) 浦戸の施設の有効活用の促進		
①浦戸ブルーセンターの活用促進	担当課 浦戸振興課	第2期評価：B
【事業内容等】 スポーツ合宿や夏休みの宿泊研修などでの活用		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策2 学校・家庭・地域が連携した子ども・家庭を支援する地域社会づくり

現状と課題

子どもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てを行うためには、地域社会全体で子どもを育て、子育て家庭を支えるという意識や機運の醸成が大切です。

近年、核家族化や地域社会の変容により、困難を抱えているにも関わらず、誰にも相談ができない方や地域の中で孤立してしまっている方が増加しており、地域の中での頼り先や相談先等の必要性が見てとれます。

子育て家庭が子育てしやすい地域社会づくりを進める上では、子育て支援に関するボランティアや団体、サークル等の育成をはじめ、身近な地域における相談支援機関の充実や子育てを支援したい人と子育て支援をしてほしい人をつなげるための相互援助活動の推進、学校や地域、専門機関との連携等を推進することが重要です。

施策の方向

施策(1) 子育てを支える地域体制づくりの推進

○子どもが地域の中でのびのびと育ち、子育てを地域ぐるみで支えることができるよう、人材の育成と団体の活動を支援しながら、市民の自主的な活動を促進します。

1) 子育てを支える人材・団体の育成		
①子育てを支えるボランティアの育成と活用	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】子育てボランティアの養成講座や研修の実施、活動機会の提供、ボランティア人材の情報提供の充実		
②団体の活動の支援	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】活動機会の提供、企画共催などの連携促進、団体の活動情報の提供促進、活動事業費の補助、各団体のネットワークづくり支援		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策(2) 地域全体で子育てを支援する環境づくり

○子育てについて身近に相談できる体制の整備や情報発信を図りながら、地域の中で子育てを支援できる仕組みづくりを進めていきます。

1) 地域での相談・援助の体制づくり		
①相談事業の充実	担当課 子ども未来課／保育課	第2期評価：A
【事業内容等】 こども家庭センター設置による地域子育て相談機関としての相談支援や情報発信の充実		
②地域での援助システムづくり	担当課 子ども未来課	第2期評価：B
【事業内容等】 ファミリー・サポート・センター事業の拡充、主任児童委員・民生児童委員との連携強化		
③国、県などの専門機関との連携強化	担当課 子ども未来課	第2期評価：A
【事業内容等】 宮城県中央児童相談所や塩釜保健所などの活用と連携強化		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

第5章

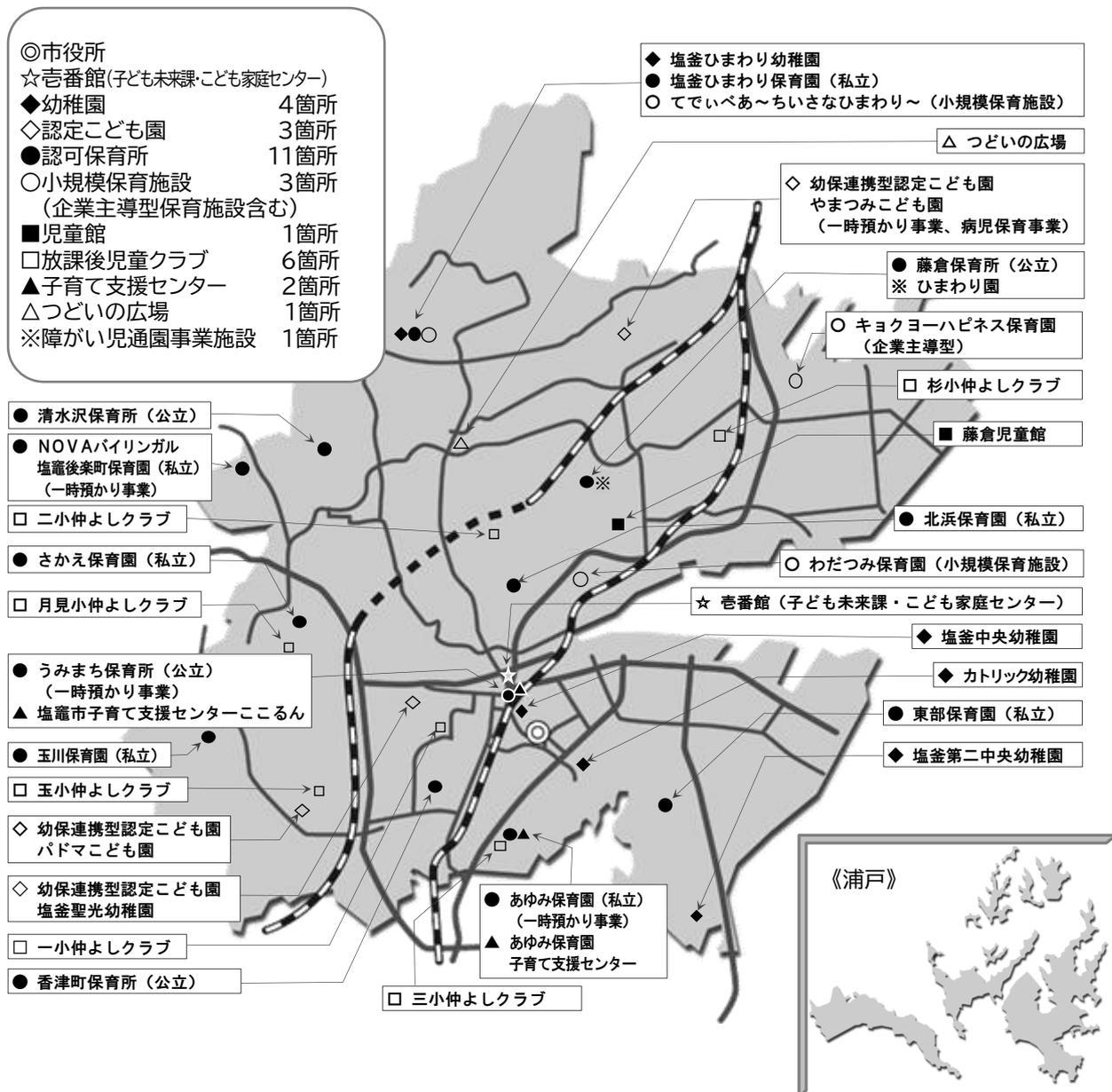
子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

市町村は、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を区域ごとに設定し、『子ども・子育て支援事業計画』に記載する必要があります。

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案し、塩竈市全域を1区域として設定しました。

■塩竈市子ども・子育て支援施設の位置図(令和7年4月予定)





2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の算出の考え方

(1) 算出の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」の手順に沿って算出し、本市の地域特性や各事業の実績等を検証しながら行いました。

(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0歳～5歳では、令和11年には1,503人と推計され、令和6年の1,701人から198人（11.6%）の減少が予測されます。

6～11歳では、令和11年には1,968人と推計され、令和6年の2,305人から337人（14.6%）の減少が予測されます。

■子ども人口の推移と推計

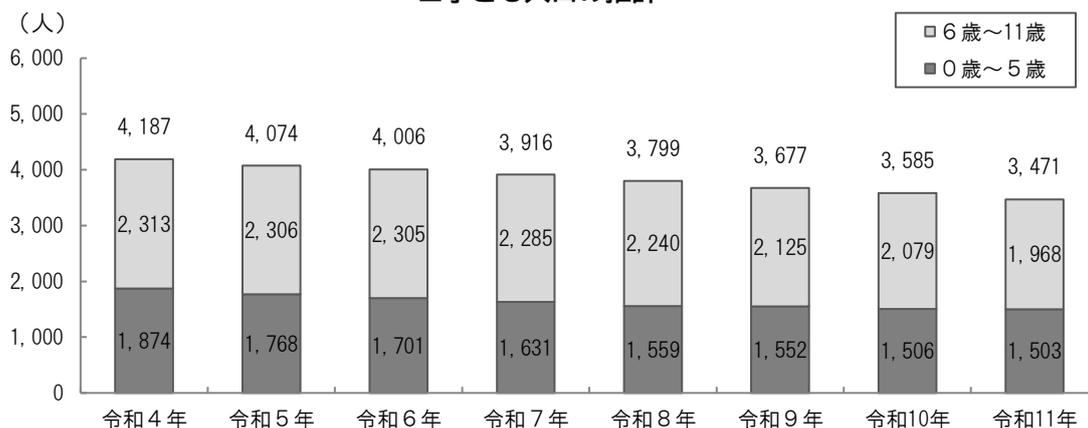
単位:人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳～11歳	4,187	4,074	4,006	3,916	3,799	3,677	3,585	3,471
0歳	261	218	234	234	228	224	220	215
1歳	244	272	232	248	248	242	237	233
2歳	323	250	289	243	260	260	253	249
3歳	332	330	263	297	249	267	267	260
4歳	357	341	339	269	304	255	273	273
5歳	357	357	344	340	270	304	256	273
0歳～5歳	1,874	1,768	1,701	1,631	1,559	1,552	1,506	1,503
6歳	364	371	370	356	351	278	315	264
7歳	393	366	373	371	357	352	280	316
8歳	401	398	366	374	373	359	355	281
9歳	386	406	400	370	379	377	363	358
10歳	373	387	408	404	374	383	381	366
11歳	396	378	388	410	406	376	385	383
6歳～11歳	2,313	2,306	2,305	2,285	2,240	2,125	2,079	1,968

資料:令和4年～令和6年は、住民基本台帳(各年3月31日)

令和7年～令和11年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計(各年3月31日)

■子ども人口の推計



3 認定区分、教育・保育事業及び地域型保育事業の概要

教育・保育事業及び地域型保育事業を利用する場合は、市から認定を受ける必要があります。認定は、次の区分に分かれ、それぞれ利用できる施設が決まっています。

■認定区分ごとの対象となる子どもと利用できる施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	3歳～5歳	なし	幼稚園、認定こども園（教育部門）
2号認定 (保育標準時間・ 保育短時間)	3歳～5歳	あり	保育所、認定こども園（保育部門）
3号認定 (保育標準時間・ 保育短時間)	0歳～2歳	あり	保育所、認定こども園、 小規模保育事業所等

■教育・保育事業及び地域型保育事業の概要

施設・事業名	概要
幼稚園	学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できます。 （3歳になる学年からの受け入れや預かり保育を行っている園もあります。）
認定こども園	幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも県の認可を受けた施設です。 ・幼保連携型：認定こども園法に基づく学校（以下「学校」という。）及び児童福祉法に基づく児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設 ・幼稚園型：幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設（児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません） ・保育所型：保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設（学校としての法的位置づけは持ちません） ・地方裁量型：幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすもの
認可保育所	保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。
地域型保育事業	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の4類型があり、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する事業です。

4 教育・保育事業のニーズ量の見込み及び確保の状況

(1) 1号認定

現状と課題

- 本市における子どもの人口減少に伴い、教育施設の利用者は減少していました。
- 本市における3歳～5歳人口のうち、おおよそ半数の児童が教育施設を利用していました。
- 特定教育・保育施設へ移行する園が増えており、確認を受けない幼稚園を利用する児童数は減少が大きくなっていました。

■1号認定【3歳～5歳】における教育施設の利用状況の推移

単位:人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	573	544	544	548	501
②提供量	926	746	750	591	555
特定教育・保育施設	186	246	250	351	315
確認を受けない幼稚園	740	500	500	240	240
乖離(②-①)	353	202	206	43	54

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○子どもの人口減少に伴い、教育施設の利用者も減少していく見込みであることから、現行施設における提供量の調整等を基本に対応していきます。

■1号認定【3歳～5歳】における教育施設のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	500	488	468	449	440
②確保方策	542	542	542	542	542
特定教育・保育施設	302	302	302	302	302
確認を受けない幼稚園	240	240	240	240	240
乖離(②-①)	42	54	74	93	102

(2) 2号認定

現状と課題

○本市における子ども人口は減少していますが、3歳～5歳人口に占める2号認定の割合は増加しており、保育施設（認定こども園、認可保育所）の実利用者数の減少の程度は、子どもの人口の減少より緩やかでした。

○3歳～5歳児の年度途中からの保育施設の利用希望については、概ね対応できていました。

■2号認定【3歳～5歳】における保育施設の利用状況の推移

単位:人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	451	439	438	436	425
②提供量	445	440	458	457	479
特定教育・保育施設	441	436	454	453	475
企業主導型保育施設※	4	4	4	4	4
乖離(②-①)	▲6	1	20	21	54

※企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○子どもの人口減少が進む一方で、2号認定の割合は高まっていることから、緩やかな減少を見込みながらも利用の状況を踏まえ、公立保育所の段階的な縮小等により調整を行い対応していきます。 ○保護者の就労等の状況によらず利用できる認定こども園化を支援していきます。

■2号認定【3歳～5歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	421	416	410	405	399
②確保の状況	481	481	455	450	443
特定教育・保育施設	477	477	451	446	439
企業主導型保育施設※	4	4	4	4	4
乖離(②-①)	60	65	45	45	44

※企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上

(3) 3号認定

現状と課題

○本市における子ども人口は減少していますが、0歳～2歳人口に占める3号認定の割合は令和5年度から増加しており、保育施設（認定こども園、認可保育所）の実利用者数の減少の程度は、子どもの人口の減少より緩やかでした。

○令和6年度に新規施設2園が開園したことにより、年度当初の待機児童は解消されました。一方で、年度途中の受入れは、十分に対応できていない状況でした。

■3号認定【0歳～2歳】における保育施設の利用状況の推移

単位:人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	338	327	317	298	333
0歳	50	39	54	36	44
1歳・2歳	288	288	263	262	289
②提供量	391	391	369	360	372
0歳	80	80	68	65	71
特定教育・保育施設	65	65	53	50	56
地域型保育事業	12	12	12	12	12
企業主導型保育施設 [※]	3	3	3	3	3
1歳・2歳	311	311	301	295	301
特定教育・保育施設	273	273	263	257	263
地域型保育事業	26	26	26	26	26
企業主導型保育施設 [※]	12	12	12	12	12
乖離 (②-①)	53	64	52	62	39

※企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	<p>○子どもの人口減少が進む一方で、3号認定の割合は高まっていることから、全体としては緩やかな減少を見込みながらも利用の状況を踏まえ、公立保育所の段階的な縮小等により調整を行い対応していきます。</p> <p>○保護者の就労等の状況によらず利用できる認定こども園化を支援していきます。</p> <p>○年度途中の待機児童に対応するため、0歳～2歳児の受入数の増加について各園と連携・支援を行います。</p>

■3号認定【0歳～2歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	311	307	303	300	295
0歳	40	39	37	36	34
1歳・2歳	271	268	266	264	261
②確保の状況	349	328	328	328	328
0歳	77	80	80	80	80
特定教育・保育施設	62	65	65	65	65
地域型保育事業	12	12	12	12	12
企業主導型保育施設 [※]	3	3	3	3	3
1歳・2歳	272	248	248	248	248
特定教育・保育施設	234	210	210	210	210
地域型保育事業	26	26	26	26	26
企業主導型保育施設 [※]	12	12	12	12	12
乖離(②-①)	38	21	25	28	33

※企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上

5 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み及び確保の状況

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

- 利用者支援事業「基本型（地域子育て相談機関を除く）」は、実施できておりませんでした。
- 利用者支援事業「こども家庭センター型」は、令和6年4月に、母子保健機能である「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能である「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、0歳～18歳までのお子さんを対象とする包括的な総合窓口である「塩竈市こども家庭センター」を開設し、実施しました。
- また、こども家庭センターの補完機関として、塩竈市子育て支援センターこころんを「地域子育て相談機関」として位置づけ、連携しながら相談体制を構築しておりました。

■利用者支援事業の利用状況の推移

単位:か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要か所数	0	1	1	1	2
②提供量	0	1	1	1	2
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	1	1	1	
こども家庭センター型					1
地域子育て相談機関					1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業「基本型（地域子育て相談機関を除く）」については、令和8年度の事業開始に向け、体制を整えてまいります。 ○「地域子育て相談機関」は中学校区に1か所を目安とされていることから、市内4か所を目標に拡充し、相談体制の更なる強化に努めてまいります。

■利用者支援事業のニーズ量の見込みと確保の状況

推計値	単位:か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	4	6	6	6	6
基本型	0	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	3	4	4	4	4
②確保の状況	4	6	6	6	6
基本型	0	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	3	4	4	4	4
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

現状と課題

- 実利用者数はほぼ横ばいで推移しており、毎年一定数のニーズがありました。
- 就労形態が多様化しているため、通常の利用日や利用時間以外の保育利用が求められていると考えます。

■延長保育事業(時間外保育事業)の利用状況の推移

単位:人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	230	190	230	232	-
②提供量	230	190	230	232	232
乖離(②-①)	0	0	0	0	-

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○保護者のニーズを踏まえつつ、各園と協力・連携を図りながら延長保育を実施していきます。

■延長保育事業(時間外保育事業)のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	237	241	246	250	255
②確保の状況	237	241	246	250	255
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

- 平成29年度に導入した指定管理者制度を継続して活用することで、安定的な管理運営に努めました。
- 高学年を中心に、想定を大幅に超える利用申請があったことから、クラブを増設し、定員を拡充することで、受入体制の整備を進めました。
- 計画的な認定資格研修の推進及び処遇改善の実施により、放課後児童支援員の確保に努めました。

■放課後児童クラブの利用状況の推移

単位:人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	452	485	542	576	620
小学校低学年	361	390	435	444	457
1年生	159	167	163	158	167
2年生	115	126	158	158	161
3年生	87	97	114	128	129
小学校高学年	91	95	107	132	163
4年生	67	53	66	93	98
5年生	15	37	26	25	51
6年生	9	5	15	14	14
②提供量	365	375	405	405	460
乖離(②-①)	▲87	▲110	▲137	▲171	▲160

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> ○利用ニーズは、高い水準で推移する一方で、令和8年度～令和9年度をピークに減少傾向に転ずると見込まれます。 ○現在15クラブで運営していますが、利用状況を加味した職員配置の調整や、特別教室等の一時的な利用（タイムシェア）などにより対応していきます。 ○指定管理者と連携し、職員の研修機会の確保や処遇の改善に努めることで、職員の安定した雇用及び質の向上を図ります。

■放課後児童クラブのニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	653	672	672	634	605
小学校低学年	474	462	450	403	377
1年生	163	148	148	112	124
2年生	172	172	159	159	121
3年生	139	142	143	132	132
小学校高学年	179	210	222	231	228
4年生	99	115	121	123	113
5年生	60	59	70	74	78
6年生	20	36	31	34	37
②確保の状況	460	460	460	460	460
乖離(②-①)	▲193	▲212	▲212	▲174	▲145

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気、出産、育児疲れ等により一時的に家庭での養育が困難となった場合に、子どもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

- 令和4年度から実施しておりますが、利用実績はありませんでした。
- 育児負担の軽減や児童虐待の未然防止、養育者不在等の緊急時対応として、引き続き事業を実施する必要があると考えます。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用状況の推移

単位:人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数			0	0	-
②提供量			144	84	84
乖離 (②-①)			144	84	-

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○利用実績はありませんが、引き続き里親と業務委託し受入体制を整えていきます。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の状況	84	84	84	84	84
乖離 (②-①)	81	81	81	81	81

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして、生後4か月までに1回訪問しました。
- 寄り添い型の訪問支援により不安の解消を図るとともに、個々の状況に応じて、養育支援訪問事業等の適切な支援へつなげました。
- 乳児家庭全戸訪問事業は、育児の相談相手が身近にいない場合、子育てのアドバイスを受けることができる良い機会となります。また、親の育児不安やストレス、養育環境を把握することができるため、児童虐待の早期発見と適切な支援に繋げることができます。
- 産後の心身の変化や慣れない育児で不安を抱えやすい時期ですが、身近に相談相手がいない家庭が増えていると推察されます。
- 乳児家庭全戸訪問事業後も育児不安や養育上の課題が残ることが予想される家族に対し、良好な親子関係の形成と児童虐待の防止を図るため、切れ目なく適切な支援につなげることが重要と考えます。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人、か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	234	255	238	230	-
②提供量	実施体制：保健師6名、助産師3名				

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○子どもの数が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、全戸への訪問に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人、か所

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	234	228	224	220	215
②確保の状況	実施体制：保健師6名、助産師3名				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査事業、虐待等の要保護児童関連事業など、複数の事業と関連性が高いため、関係機関や関係部署との連絡調整が重要な事業です。
- 多様なケースがあるため、訪問者である保健師等には、多様な知識・経験が必要です。
- 養育支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行うことで、子どもの健全な発達を促すことができました。
- 支援開始時期等の見極め、支援の長期化、支援対象世帯の介入拒否などに適切に対応し、継続的な支援を行う必要があると考えます。

■養育支援訪問事業の利用状況の推移

実績値	単位:人、か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	18	23	30	28	-
②提供量	実施体制：保健師6名、助産師3名				

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○子どもの数が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、養育支援が必要な家庭に対する継続的な支援を行います。 ○訪問者の資質の向上を図るため、研修機会の確保に努めます。

■養育支援訪問事業のニーズ量の見込みと確保の状況

推計値	単位:人、か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	27	27	28	29	30
②確保の状況	実施体制：保健師6名、助産師3名				

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

- 市内の子育て支援センターでは、交流の場や子育て関連情報の提供、子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等を実施しました。
- 塩竈市子育て支援センター「こころん」は、令和2年度に施設を移転し、地域子育て支援拠点事業を行っていました。
- コロナ禍の終息後、総利用者数は増加傾向にありました。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回、か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	6,428	5,032	6,308	8,656	-
②提供量	2	2	2	2	2

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○在宅の親子の交流の場や子育てに関する相談窓口として、地域子育て支援拠点事業は重要な事業です。これまでと同様に利用者の受入を行っていきます。

■地域子育て支援拠点事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人回、か所

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	8,332	8,457	8,338	8,160	8,006
②確保の状況	2	2	2	2	2

(8) 一時預かり事業・預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○総利用者数は、一時預かり事業及び預かり保育事業ともに増加傾向にあり、必要な提供量の確保が求められています。

■一時預かり事業・預かり保育事業の利用状況の推移

実績値	単位:人日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	36,042	32,830	41,344	42,527	-
幼稚園の預かり保育	35,495	31,919	39,741	41,195	-
幼稚園以外の預かり保育	547	911	1,603	1,332	-
②提供量	41,755	39,144	47,468	48,937	53,864
幼稚園の預かり保育	35,495	31,919	39,741	41,195	43,318
幼稚園以外の預かり保育	6,260	7,225	7,727	7,742	10,546
乖離(②-①)	5,713	6,314	6,124	6,410	-

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○受入施設を増やしていることから、現行施設での提供量調整を基本とし、更なる需要増がある場合は、誰でも通園制度の実施状況等を踏まえながら、提供量の確保に努めます。

■一時預かり事業・預かり保育事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	47,975	50,771	53,569	56,366	59,162
幼稚園の預かり保育	45,810	48,302	50,795	53,287	55,779
幼稚園以外の預かり保育	2,165	2,469	2,774	3,079	3,383
②確保の状況	56,481	58,938	61,501	63,993	66,450
幼稚園の預かり保育	45,810	48,302	50,795	53,287	55,779
幼稚園以外の預かり保育	10,671	10,636	10,706	10,706	10,671
乖離(②-①)	8,506	8,167	7,932	7,627	7,288

(9) 病児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型・体調不良対応型・非施設型（訪問型）・送迎対応等の事業類型があります。

現状と課題

○利用に対するニーズはあるものの、実施施設や実施にあたっての医療機関との連携など、環境や条件を揃えることができず、未整備となっていました。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○病児保育事業の実施に向けた環境整備を進めており、当該事業の今後の利用状況等を見極めながら、必要な提供量の確保及び事業が安定継続していくための支援に努めます。

■病児保育事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	3,785	3,618	3,602	3,495	3,488
②確保の状況	1,465	1,460	1,470	1,470	1,465
乖離(②-①)	▲2,320	▲2,158	▲2,132	▲2,025	▲2,023

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 同じ方の複数回利用が多く、総利用者数は増加傾向にありました。
- 協力会員の高齢化により、実働可能な協力会員が減少傾向にあるため、更なる協力会員の確保が必要と考えます。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用状況の推移

単位:人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	30	40	67	84	-
②提供量	100	100	98	98	104
乖離(②-①)	70	60	31	14	-

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○協力会員を増やす取り組みを行い、安定した提供量の維持に努めていきます。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	83	82	78	76	73
②確保の状況	104	104	104	104	104
乖離(②-①)	21	22	26	28	31

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 利用者数はほぼ横ばいで推移していました。
- 母子の健康管理において、妊娠期間中14回程度の受診が望ましいことから、早期の母子健康手帳の交付と規定回数の定期的な受診を促すことが必要と考えます。

■妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人日、か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総利用者数	2,760	2,907	2,836	2,768	-
②提供量	妊娠届及び転入時に、最大14回分の健康診査受診券を交付します。				

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○早期の母子健康手帳の交付と妊婦健康診査14回分の公費負担により、全ての妊婦が規定回数の受診をできるように努め、さらに多胎妊婦に対しては、健診費用の上乗せを実施し（全20回分）経済的な負担軽減を行います。

■妊婦健康診査事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人日、か所

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	2,805	2,802	2,798	2,794	2,791
②確保の状況	妊娠届及び転入時に、最大14回分の健康診査受診券を交付します。				

(12) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○従来実施していた養育支援訪問「育児・家事援助」の対象や事業内容を拡充し、令和6年度から実施しております。 ○児童虐待の未然防止、育児負担の軽減を図るため、支援が必要なご家庭に事業の利用を勧めてまいります。

■子育て世帯訪問支援事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の状況	400	400	400	400	400
乖離(②-①)	385	385	385	385	385

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○現時点では実施の見込みはありませんが、他課で実施している類似事業を確認しながら、事業実施を検討してまいります。

■児童育成支援拠点事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	-	-	-	-	-
②確保の状況	-	-	-	-	-
乖離(②-①)	-	-	-	-	-

(14) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイング等を通じて、児童の心身の発達等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○現時点では実施の見込みはありませんが、現在当課で実施している事業を整理したうえで、事業実施を検討してまいります。

■親子関係形成支援事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	-	-	-	-	-
②確保の状況	-	-	-	-	-
乖離(②-①)	-	-	-	-	-

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談、その他の支援を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○母子健康手帳交付時や新生児等訪問時など、産前産後の面接の機会を捉え、妊産婦の体調確認や困り感への支援が確実に行えるように、専門職の人員体制の確保を図ります。

■妊婦等包括相談支援事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	644	628	617	606	592
②確保の状況	実施体制：保健師6名、助産師3名				
こども家庭センター	実施体制：保健師6名、助産師3名				
上記以外で業務委託	-				

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、乳児や幼児等、満3歳未満の子ども（保育所に入所している子どもを除く。）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳児や幼児、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談や保護者に対する子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○令和8年度からの本格実施に向けて、一時預かり事業の供給量等を踏まえながら、必要な提供量の確保に努めます。

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)のニーズ量の見込みと確保の状況

●必要利用定員数:0歳

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	-	11	11	10	10
②確保の方策	-	12	12	12	12
乖離(②-①)	-	1	1	2	2

●必要利用定員数:1歳～2歳

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	-	14	13	13	13
②確保の方策	-	18	18	18	18
乖離(②-①)	-	4	5	5	5

※令和7年度は準備期間のため未実施

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7年度 ～ 令和11年度	○申請者に対し、全7回分（多胎児は全10回分）の産後ケア利用券を発行し、経済的負担軽減を行います。また、産後ケア実施事業所と連携し、産後の子育ての不安軽減に努めます。

■産後ケア事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位:人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	170	165	162	159	156
②確保の状況	180	180	180	180	180
乖離 (②-①)	10	15	18	21	24

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることを踏まえ、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を示した場合は、宮城県の認可に向けて協議を実施するとともに、情報提供や手続きに関する相談・支援などを行います。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援

幼稚園・保育所・認定こども園においては、各施設で研修計画を組み立て、資質向上に取り組んでおりますが、教育・保育のそれぞれの良さを学び、本市の子どもたちにさらに質の高い教育・保育の提供ができるよう、公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園といった枠組みを越えた研修機会の充実を支援していきます。

(3) 質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な時期であります。そのため、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供が必要と考えますので、事業に係る人材の確保と育成、働きやすい環境の整備を推進していきます。

(4) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続についての基本的考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業は、0歳～2歳児を対象とした保育事業ですが、3歳児以降も継続して質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、その受け皿となる幼稚園や保育所との連携構築が必要となります。そのため、施設間の情報提供や調整について、円滑な接続が行えるよう支援していきます。



(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携の推進方策

塩竈市では、平成29年度から、認定こども園・幼稚園・保育所の年長児後半から、小学校入学初期までの接続期に、小学校入学後の生活を見据えたカリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）を実施し、円滑な接続が図れるような取り組みを行っています。

また、養護、健康、人間関係、環境、言葉、表現など、子ども一人ひとりの状況について、保育所保育指針や幼稚園教育要領などにおける要録を小学校に提出し、情報共有を行うことで、子どもの発達の一貫性に対応します。

第6章

計画の推進・評価体制

1 計画の推進主体

計画を推進していくためには、親（家庭）や市民（地域）、事業所（企業）、市（行政）が、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力・連携（協働）しながら、自主的、主体的に取り組んでいく必要があります。

（1）親（家庭）の役割

① 親子のきずなを深める

子どもにとって、家庭は安らぎの場であり、家族とのあたたかい人間関係の中で思いやりや信頼の心を育む場です。子どもとのふれあいの場や団らんの時間を多く持ち、親子がふれあう機会に積極的に参加するなど、親子のきずなを深めることが必要です。

② 子どもに体験を積ませる

子どもは、家庭内での家族との関わりの中で基本的な生活習慣を身につけていきます。家族一人ひとりが、それぞれの果たす役割を自覚しながら、子どもたちに、それぞれの年齢や発達に応じてさまざまな生活体験を積ませることが大切です。

③ 男女共同で子どもを育てる

家事や子育てについては、父親、母親ともに役割を担い、男女共同による子育てを進めていくことが求められます。

④ 地域の中でよりよい人間関係を築く

子育てに関する理解を深めるための学習に主体的に取り組むとともに、地域活動への参加を通して、近隣とのコミュニケーションを図り、互いに支えあうことができる人間関係を築いていくことが大切です。

(2) 市民（地域）の役割

① 子どもたちとふれあう

子どもは、子ども同士あるいは地域の大人たちとのふれあいの中で社会性や自主性を身につけていきます。子ども会や町内会など地域で活動する団体は、学校や関係機関などと協力しながら、子どもが体験、交流できるさまざまな場への参加機会を提供していくことが必要です。

② 子どもたちを見守る

塩竈に住む子どもはすべての市民にとって大切な子どもであるという認識のもと、非行や犯罪の道へ導かれることなく、すべての子どもが健やかに育つことができるように地域全体で見守り、支えていくことが大切です。

③ 家庭の子育てを支える

子どもへの虐待などの多くが、地域の中で孤立した家庭内で起きるといわれています。子育て家庭に対する声かけを積極的に行うことで、友だちの輪を広げたり、子育ての相談にのったりなど、地域の中で子育てを支えあっていくことが求められています。

④ 子育て支援の輪を広げ

育児サークルや子育て支援グループなどの活動に、ボランティアなどとして積極的に参加することで、子どもや子育てに関する市民活動を広げていくことが求められています。

(3) 事業所（企業）の役割

① 子育て中の世代の就労環境に配慮する

夫婦ともあるいはひとり親家庭の親が、子育てと仕事を両立できるように、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めるとともに、子育て期にある親、特に男性の労働時間の短縮や子育てのために退職した場合の再就職など、就労環境の改善に取り組むことが必要です。

② 子育てへの職場の理解を深める

子育てや家庭教育に関する研修などを充実し、職場全体の理解を深め、子育てに対する意識を高めていくことが求められます。

③ 地域の子育て活動へ協力する

事業所（企業）も地域社会の一員であるという認識に立って、地域における子育て支援に関わる活動や取り組みに積極的に参加し、協力していくことが大切です。

(4) 行政（市）の役割

① 施策・事業を総合的、計画的に進める

市は、本計画に掲げた施策・事業について、庁内の関係部課が連携し、優先順位の設定や必要な財源の確保を行いながら、総合的、計画的な推進に取り組みます。

② 市民と協働しながら計画を進める

市は、保育所や幼稚園、学校など子育てに関わる諸機関はもとより、地域の民生・児童委員やボランティア団体、事業所（企業）などとの連携・協力関係を深め、幅広い市民の参加を得るなど、市内の多様な人材を活用しながら計画を推進していきます。

③ 広く情報を提供する

市は、計画を進めていくにあたり、計画の内容を市民や事業所（企業）などに幅広く知ってもらうために、広報誌やホームページ、子育てアプリに情報を掲載したり、わかりやすくまとめたパンフレットを作成・配布するなど、計画の周知を積極的に行っていきます。

④ 市民活動を支援する

市は、計画の推進にあたり、子育てに関するボランティア団体や親同士の情報交換・交流の場であるサークルやグループなど、今ある、または生まれつつある市民の主体的な活動を支援していきます。

⑤ 時代にあった取り組みを進める

子育てに関する環境やニーズは、社会経済の状況や市民の意識・価値観などにより変化していきます。市は、この変化を的確にとらえ、随時計画の見直しの必要性を確認しながら柔軟な取り組みを推進していくとともに、国などに対しても、地域の実情にあった少子化対策のより一層の充実を求めてまいります。

2 計画の評価と進行管理

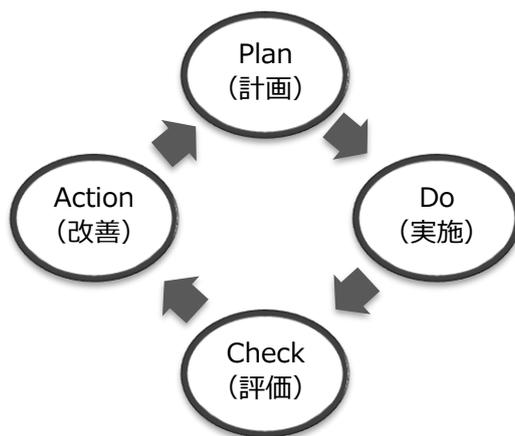
計画の進行管理や実施状況の点検・評価については、各年度に必要なに応じて子ども・子育て会議を開催し、審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定して点検・評価を行います。

また、点検・評価の結果については、広報紙やホームページ、SNSなどにより市民に周知を図るとともに、広く意見を聴取する機会を設けていきます。

本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

■PDCAサイクル図





資料編



1 塩竈市子ども・子育て会議

(1) 塩竈市子ども・子育て会議条例

平成18年3月15日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として塩竈市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(平25条例27・全改、令5条例6・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関する事。
- (2) 推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画として策定したのびのび塩竈っ子プランの推進に関する事。
- (3) 前号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策（推進法第2条に規定する次世代育成支援対策をいう。次条第2項第5号において同じ。）の推進に関する事。

(平25条例27・一部改正・令5条例6・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 支援法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業を行う事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) のびのび塩竈っ子プランの推進に係る機関の職員
- (5) 次世代育成支援対策に関し十分な知識と経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(平25条例27・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)



第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平25条例27・一部改正)

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平25条例27・一部改正)

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉子ども未来部子ども未来課において処理する。

(平25条例27・令3条例24・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年6月条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にのびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の塩竈市子ども・子育て会議条例（以下この項において「会議条例」という。）第3条第2項の規定により塩竈市子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、会議条例第4条の規定にかかわらず、その者ののびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会の委員としての残



任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する

〔次のよう〕略

附 則（令和3年12月条例第24号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



(2) 委員名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	所属団体・役職等
阿部 和子	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 塩竈地域福祉事務所 所長
池野 暢子	宮城県塩釜医師会 監事 (いけの医院 院長)
市川 信子	市民代表
伊藤 裕司	塩釜市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
扇 恵美子	清水沢東こどもカフェ 代表
熊谷 七重	パドマ幼稚園 副園長
小林 沙織	市民代表
斉藤 由佳	がまっこぷれーぱーく プレーリーダー
千坂 洋子	塩釜第二中央幼稚園 園長
津田 勇健	わだつみ保育園 副園長
平川 久美子	宮城学院女子大学 准教授
平野 幹雄	東北学院大学 教授
堀内 瑞	塩竈市立第一小学校 校長
前田 美紀	北浜保育園 園長
山崎 将史	塩竈市立第三小学校父母教師会 会長

(敬称略・五十音順)

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

氏名	所属団体・役職等
池野 暢子	宮城県塩釜医師会 監事 (いけの医院 院長)
伊藤 裕司	塩釜市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
江湖 貴恵	塩釜地区私立幼稚園連合会 会計 (塩釜ひまわり幼稚園 園長)
扇 恵美子	清水沢東こどもカフェ 代表
亀井 詩歩	市民代表
斉藤 由佳	がまっこぷれーぱーく プレーリーダー
鍋田 千秋	市民代表
平川 久美子	宮城学院女子大学 准教授
平野 幹雄	東北学院大学 教授
山口 智美	あゆみ保育園 園長
吉田 伸一	塩竈市立玉川小学校 校長

(敬称略・五十音順)

(3) 会議の開催日と審議内容

令和5年度

回	期日	場所	出席人数	会議の具体的内容
第1回	令和5年 7月28日 (金) 18:30~ 20:00	塩竈市役所 壱番館庁舎 5階 市民交流 センター 会議室	11名	(報告事項) 1. 第2期のびのび塩竈っ子プラン(令和4年度)の進捗状況について 2. 子育て支援事業の実施状況等について 3. 保育事業の実施状況等について 4. 保育施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みについて (協議事項) 1. 次期『第3期のびのび塩竈っ子プラン』の策定について
第2回	令和5年 11月17日 (金) 18:30~ 20:00	塩竈市役所 壱番館庁舎 5階 市民交流 センター 会議室	8名	(報告事項) 1. 保育事業の実施状況等について (協議事項) 1. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について (その他) 1. 令和5年度塩竈市子ども・子育て会議スケジュール案について
第3回	令和6年 1月19日 (金) 18:30~ 19:30	塩竈市役所 壱番館庁舎 5階 市民交流 センター 会議室	11名	(報告事項) 1. 第3期のびのび塩竈っ子プランのニーズ調査等について 2. こども家庭センター設置について 3. 藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について 4. 子育て支援事業の実施状況等について 5. 保育事業の実施状況等について
第4回	令和6年 3月15日 (金) 18:30~ 20:00	塩竈市役所 壱番館庁舎 5階 市民交流 センター 会議室	12名	(報告事項) 1. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施結果について 2. 子育て支援事業の実施状況等について 3. 保育事業の実施状況等について (協議事項) 1. 特定教育・保育施設等の利用定員について(やまつみ・NOVA・東部)



令和6年度

回	期日	場所	出席人数	会議の具体的内容
第1回	令和6年 7月30日 (火) (午前の部) 10:30~ 12:00 (午後の部) 17:00~ 18:30	(視察先) ・東部保育園 ・やまつみ保育園 ・NOVAバイリンガル塩竈後楽町保育園	(午前の部) 4名 (午後の部) 0名	(視察研修)
第2回	令和6年 8月1日 (木) 18:30~ 20:30	塩竈市役所 壱番館庁舎 5階 市民交流センター 会議室	8名	(報告事項) 1. 第2期のびのび塩竈っ子プラン(令和5年度)の進捗状況について 2. 塩竈市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の調査結果報告書について 3. 子育て支援事業の実施状況等について 4. 保育事業の実施状況等について (協議事項) 1. 「第3期のびのび塩竈っ子プラン」の計画書骨子案について
第3回	令和6年 10月24日 (木) 18:30~ 20:30	塩竈市役所 壱番館庁舎 5階 市民交流センター 会議室	10名	(協議事項) 1. 「第3期のびのび塩竈っ子プラン」の計画書素案について
第4回				

2 用語解説

あ 行

預かり保育

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

アプローチカリキュラム

就学前の幼児が、円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが、小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された、5歳児のカリキュラムです。

生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさしています。

育児休業

労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業のことです。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもがともに学ぶ仕組みのことをいいます。

SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進するインターネット上の会員制のサービスです。主に個人間のコミュニケーション手段として利用され、利用者は各サービスに会員登録を行い、会員同士でコメントの投稿・閲覧やメッセージの交換を行っています。

延長保育

就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合などに時間を延長して行う保育です。

か 行

確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度移行後も現行のままの運営をする幼稚園のことです。
子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のことです。

確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

学校評議員制度

学校教育法施行規則第49条により規定され、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、平成12年4月から実施されています。
学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標及び計画や教育活動、学校と地域社会との連携に関することなど、学校運営について意見を述べるすることができます。

看護休暇

働く親が小学校就学前の子どもの病気やけがの看病のために取る休暇のことです。
また、その制度のことをいいます。年次有給休暇とは別に年間5日まで取得できません、平成17年施行の改正育児介護休業法によるものです。

企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じて、柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設です。複数の企業による共同設置・利用もでき、地域の子どもを受け入れることも可能です。
認可外保育施設ですが、保育施設の整備費及び運営費について、認可施設と同程度の助成を受けることができます。

教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園・幼稚園・保育所をいいます。

協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

ある期間（1年間）の出生状況に着目し、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計した「期間合計特殊出生率」と、ある世代の出生状況に着目し、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げた「コーホート合計特殊出生率」の2つがあります。

実際に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコーホート合計特殊出生率ですが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられています。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

子育て世代包括支援センター

母子保護法に基づき市町村が設置するもので、妊娠・出産・育児に関する妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門スタッフが対応し、必要な支援の調整や地域の保健、医療、福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する施設です。令和4年の改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点とを統合した機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業のことです。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

子ども家庭総合支援拠点

18歳までのすべての子どもと、その家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整や、その他の必要な支援を行うための拠点です。

令和4年の改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとを統合した機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合する形で、令和4年の改正児童福祉法により設置が義務付けられた（努力義務）機関です。

母子保健機能（子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行います。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいいます。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行や、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景に、児童福祉法やその他の子どもに関する法律による施策と合わせ、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び養育者へ必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができるとともに、平成24年に成立・公布、平成27年に施行された法律です。

さ 行

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした法律です。

児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねています。

児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（平成22年8月から改正）

児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

障害児通園事業施設

在宅の障がいのある幼児が週2～3回保護者とともに通園し、発達の援助、生活指導、運動療法を受けるとともに、保護者への療養相談等を行う施設のことであります。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

小1プロブレム

子どもたちが保育園や幼稚園を卒園後に、小学校での生活になかなかなじめず、落ち着かない状態になってしまうことをいいます。

スクールカウンセラー

小学校や中学校、高等学校などの教育機関において、児童・生徒・学生から相談を受けたりアドバイスするなどの心のケアや、教員、保護者とも連携して問題解決のために働きかける高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家です。

スタートカリキュラム

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるために、小学校入学後に実施されるカリキュラムです。

生活習慣病

毎日の良くない生活習慣（食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等）の積み重ねにより引き起こされる病気のことです。高血圧症・脂質異常症・糖尿病などがあります。

総合的な学習の時間

児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成を目指し、各教科の枠を超えて横断的に学習を行う時間です。各学校により名称が定められ、学年単位での活動や、学年の枠によらない「縦割り」のグループでの活動があります。



た 行

待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。確認を受けない幼稚園は含まれません。

特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある児童へ手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的にした手当です。国が定める所得額以下の、20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多いです。

な 行

認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条第1項に規定される、特定教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・ 1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・ 2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・ 3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

ノーマライゼーション

障がいのある人が、社会の中で一般市民と同じように普通（ノーマル）の生活や権利等が保証され活動することが、社会の本来のあるべき姿であるという考え方です。

は 行

バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障がいとなる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することが出来ない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

放課後等デイサービス

学校に通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や休日に施設等に通所させ、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行う場です。

ま 行

民生委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。地域福祉推進の担い手として、生活や福祉全般に関する相談・支援を行っています。民生委員は児童福祉法により児童委員も兼任し、子どもに関わる支援活動もしています。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のことをいいます。



第3期のびのび塩竈っ子プラン

～塩竈市次世代育成支援行動計画／塩竈市子ども・子育て支援事業計画～

発行元 塩竈市役所 福祉子ども未来部 子ども未来課

住 所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号

T E L 022-355-7610 F A X 022-366-7167

U R L <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

